

一関地区広域行政組合議会会議録

令和元年 10 月 11 日招集
第 4 0 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（藤野秋男君・那須茂一郎君）	8
会期の決定	8
一般質問	8
☆ 金 野 盛 志 君	8
1 新ごみ処理施設及び新最終処分場の選定について	
(1) 施設整備のスケジュールは	
(2) 候補地選定に当たっての評価項目は	
2 ごみの焼却以外の処理について	
ごみの焼却以外の処理方法について検討する考えはあるか伺う	
☆ 永 澤 由 利 君	14
1 新焼却施設・新最終処分場について	
新焼却施設・新最終処分場決定に向けて	
(1) プロセスと進捗を伺う	
(2) 今後の見通しを伺う	
2 プラスチックごみ分別の促進について	
(1) プラスチックごみの搬入量の推移について伺う	
(2) プラスチックごみの搬出量の推移について伺う	
(3) プラスチックごみ分別に向けての強化策を伺う	
3 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について	
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の進捗について、状況をどう捉えているか伺う	
（訪問型サービスB、通所型サービスB）	
(2) 市民センター等の連携の状況について伺う	
(3) 他市町村と比較して状況はいかがか伺う	
4 第7期介護保険事業計画の進捗状況について	
介護サービス事業所の設置状況について伺う	
☆ 那 須 茂一郎 君	25
1 新焼却施設について	
(1) 住民合意をどう考えているか	
(2) 建設予算、処理量について伺う	
(3) 焼却しないで、ごみを処理する考えはないか	
☆ 藤 野 秋 男 君	35
1 可燃ごみ処理への対策について	
(1) 新焼却施設建設までのスケジュールと市民協議について伺う	
(2) 余熱活用策が地域振興として見込めない場合の対応について伺う	
(3) 「一般廃棄物処理基本計画」において、可燃ごみ減量化に向けた今後の新たな取り	

組みは何か

- (4) 産業振興や雇用の創出を余熱活用ではなくごみ処理そのもので生み出せないか

☆ 岡 田 もとみ 君……………43

1 ごみ処理の課題について

- (1) 使い捨てプラスチック製品抑制のため、指定ごみ袋による回収を見直す考えはないか伺う
- (2) 焼却に頼らないごみ処理を目指すため、燃やすごみの将来ごみ排出量の目標数値を前進させて取り組む考えはないか伺う
- (3) 第三者委員会による公正な新焼却施設の候補地選定が行われているが、広域行政組合が土地の情報提供を求めた理由について伺う

2 介護保険制度の運営について

- (1) 介護職員の離職の現状と離職が改善されない要因をどのように捉えているか伺う
- (2) 特別養護老人ホーム入所待機者の状況について伺う
- (3) 介護保険料の推移と介護保険サービスの支給限度額に対する利用状況について伺う
- (4) 来年度から、在宅介護支援センターに委託してきた総合相談窓口が地域包括支援センターで行うことになるため、地域包括支援センターの体制強化の考えはないか伺う

認定第1号 平成30年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について……………53

認定第2号 平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………53

議案第9号 令和元年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）……………68

議案第10号 令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）……………68

議案第11号 あっせんの申立てについて……………70

第 40 回 定 例 会 日 程 表

令和元年10月11日

日次	月日	曜日	開議時間	会 議 別	議 事
1	10月11日	金	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認定第 1 号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10月11日	認 定
認定第 2 号	平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月11日	認 定
議案第 9 号	令和元年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	10月11日	原案可決
議案第 10号	令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	10月11日	原案可決
議案第 11号	あっせんの申立てについて	10月11日	原案可決

受理した議案

- 認定第 1 号 平成30年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 令和元年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第10号 令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第11号 あっせんの申立てについて

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	認定第 1 号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 2 号	平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 9 号	令和元年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第 10号	令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第 11号	あっせんの申立てについて

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和元年10月11日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和元年9月25日
告示番号 第46号
招集日時 令和元年10月11日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（17名）

1 番	真 箆 光 幸 君	2 番	岩 渕 典 仁 君	3 番	岡 田 もとみ 君
4 番	勝 浦 伸 行 君	5 番	岩 渕 優 君	6 番	藤 野 秋 男 君
7 番	佐 藤 浩 君	8 番	永 澤 由 利 君	10 番	小 山 雄 幸 君
11 番	那 須 茂一郎 君	12 番	金 野 盛 志 君	13 番	岩 渕 善 朗 君
14 番	菅 原 巧 君	15 番	橋 本 周 一 君	16 番	佐 藤 雅 子 君
17 番	升 沢 博 子 君	18 番	小野寺 道 雄 君		

欠席議員（1名）

9 番 千 田 良 一 君

職務のため出席した職員

議会事務局長	佐々木 裕 子	議会事務局次長	佐 藤 正 昭
議会事務局長補佐	千 葉 麻 弥		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	高 橋 邦 夫 君
広域行政組合事務局長	村 上 秀 昭 君	介護保険担当参事	佐 藤 鉄 也 君
環境衛生担当参事	黒 川 俊 之 君	広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	橋 本 雅 郎 君
広域行政組合事務局次長兼 一関清掃センター所長	熊 谷 嘉 啓 君	広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	猪 股 浩 子 君
総務管理課長	小野寺 啓 君	介護福祉副主幹	穂 積 千恵子 君
環境衛生主幹	千 葉 多嘉男 君	会計管理者	鈴 木 美 智 君
監査委員	小 川 四 郎 君	監査委員事務局	三 浦 洋 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第40回広域行政組合議会定例会

令和元年10月11日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（小野寺道雄君） ただいまの出席議員は、17名です。

定足数に達しておりますので、令和元年9月25日一関地区広域行政組合告示第46号をもって招集の、第40回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

千田良一君から本日の会議に欠席の旨、届け出がありました。この際、諸般の御報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案5件です。

次に、金野盛志君ほか4名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、藤野秋男君ほか1名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小川監査委員ほか1名から提出の監査報告書6件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議 長（小野寺道雄君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（小野寺道雄君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議 長（小野寺道雄君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（小野寺道雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

6 番 藤 野 秋 男 君

11 番 那 須 茂一郎 君

を指名します。

議 長（小野寺道雄君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議 長（小野寺道雄君） 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いします。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問に当たっては、答弁時間を考慮され質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないように、あわせてお願いします。

金野盛志君の質問を許します。

金野盛志君の通告時間は40分で、一問一答方式です。

12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、最初に、新ごみ処理施設及び最終処分場の選定について伺います。

この施設については、今までさまざまな経緯を経て、現在、外部有識者の方々と組織する選定委員会で検討を重ねております。委員の方々にも敬意を表したいと思います。

さて、この委員会では、第1次の選定から進み、現在、最終段階を迎えております。その候補地を数カ所に絞り込みを行ったと承知していますが、以下の点について伺います。

最終選定に絞り込む場合の評価結果、点数について、その評価項目はどのようにして、どういう項目なのか。

2点目、評価項目別の配点基準というものはあるのかどうか。これから公表になるわけですが、評価順の結果となっているものかどうか、現在段階でおわりの点についてお示しを願いたいと思います。

そして、こうした地域ごとの評価については、全てこれから決まった段階で公表になっていくものかどうか、その点についてもお伺いをいたします。

そして、新聞報道を見ると、近々その候補地が決まるわけですが、今後の進め方は、地元への説明もあるというように報道されておりますけれども、そうしたものも含め、どのように行う考えなのか、お伺いをいたします。

それから、その候補地となった住民の方々への説明、公表についての方法、その時期はいつごろになるかお伺いをいたします。

2点目に、ごみの処理方法についてを提言を含め質問を行います。

この質問は、先の市議会の9月議会でも同様の内容の質問をしておりますけれども、組織上広域行政組合にかかわる部分ですので、お伺いをいたします。

現在の計画では、1日当たり105トンの能力を有する焼却施設を想定しています。しかし、現在の社会的な要請は、資源循環型社会への転換が求められています。

一関市では、資源・エネルギー循環型まちづくりを施策の柱に掲げてビジョンを策定し、このビジョンの中の大きな柱として、バイオマス産業都市の認定も受けております。

この具現化として所見を伺いたいのは、私どもの会派で香川県三豊市、ここは人口約6万人です。ここで可燃ごみを焼却しないで処理している事例があるということを知人から聞きまして、そこを見に行ってきたわけでございます。バイオマス資源化センターみとよとって、この施設は民設民営です。これはバイオマストンネルといわれる処理方法で、微生物の力を使いまして、最終的に可燃ごみを燃料化する技術です。TBSテレビのがっちりマンデーで放映されましたので、皆さんの中にもごらんになった方もおられると思います。何日前に、市議会の中でもそのDVDを議員の方々に御案内をして、ごらんをいただきました。

この施設整備には国の補助金も導入しており、国も認めた施設だというように思っております。この処理方法は焼却しない方法であり、その場所が決まった場合に周辺の方々の理解も得やすいのではないのでしょうか。処理した可燃ごみを燃料化した場合、現在の構想の熱処理に生かすことも可能でありますし、また、離れた場所で使いたいということもこの方法では可能になるわけでございます。

例えば、ビニールハウスとか、焼却場の近くでなくても、離れたところにあるハウスにおいてもこの燃料が使えるということになると思います。

以前からこのやり方といいますのは、いろいろなリスクもあって、国内でも20年くらい前からやっておりますけれども、そのために発火をしたり火事が起きたりというようなことも過去にはありました。しかし、今は、この微生物を使ってやる方法においては、私はないということを、三豊の資源化センターの方々にも伺ってまいりました。既に稼働から2年弱になっていますので、そういう状況にあるということ、そして、ここで作った燃料は、近くにある大王製紙という大きな工場で、燃料として1キログラム当たり3円で購入してもらって燃料にしていると。

私はこの地域においても、燃料を使うそういう事業はあると思っています。この事業の成否のキーを握っているのは、その燃料を使える場所があるのかどうかということをおっしゃっています。私はそうしたことが十分可能だと思いますので、ぜひそのところ、技術は本当に日進月歩進んでいます。そして、焼却をしないという方法を私は選択の中に入れるべきではないのかというように思っております。場所が決まればこうした手法も検討に入ってくると思いますが、こうしたことについては広域行政組合として検討するものなのかどうか。

2つ目は、そういう識見を持っている外部の有識者の方々に検討、あるいは諮問をお願いするものなのかどうか。そして、今申し上げました三豊市の事例について所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 金野盛志君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の候補地選定に係る今後のスケジュールについてでございますが、それぞれの選定委員会には、本年の10月末、今月末までに3カ所から5カ所程度の候補地を選定していただくようお願いをしているところであります。

選定委員会から選定結果の報告を受けた後にありましては、当組合の管理者、副管理者会議を招集して、選定委員会からの報告に基づき、組合として候補地の選考を行うこととしたいと考えております。また、その結果につきましては、できるだけ早い時期に住民の皆様に公表したいと考えており、議会に対しましては説明の場を設けたいと考えております。その上で、候補地ごとに周辺の皆様を対象とした説明会を順次開催してまいりたいと思います。

したがって、当初のスケジュールどおりに、選定委員会において本年の10月末までに候補地を選定していただいた場合においては、11月の下旬ごろから新しい一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の候補地周辺の皆様への説明会が開始できるものと考えております。

施設の整備を進めるに当たりまして、地域住民の皆様との信頼関係を構築するということは非常に重要でございますことから、候補地となった地域の皆様に対しましては、これまでの選定経過や選定理由について丁寧に説明をして、疑問や不安の解消に向けて十分な御理解をいただけるよう説明してまいりたいと思います。

住民説明会は、おおむね2、ないし3カ月に1回の割合で開催してまいりたいと考えており、令和2年度中には組合として最終の整備予定地を決定したいと考えているところであります。

また、候補地選定の経緯については、ごみ処理広域化に取り組むこととなった経緯もあわせて、これまでの取り組みをまとめた広報紙を作成して、これを全世帯へ配布し、住民の皆様の廃棄物処理に対する御理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物の処理の方法等についてでございますが、ただいま金野議員から御提案のあ

りました香川県の三豊市のバイオマス資源化センターについては、金野議員の会派で視察されてきた結果についても紹介をいただいたところでございますが、日本で初めてのトンネルコンポスト方式による処理方式を採用した施設であること、平成29年4月から稼働した中間処理施設という位置づけのものであることは承知しております。

このトンネルコンポスト方式は、廃棄物を微生物によって発酵、乾燥させて、固形燃料の原料として資源化するものというように捉えております。廃棄物の減量化、資源化の新たな手段の一つとして参考になるものと受けとめたところであります。

処理方式の検討につきましては、当組合が行うものでございます。そのため、新たな処理施設を整備するための計画となる施設整備基本計画やエネルギー利用計画などを策定することを目的として、一関市及び平泉町、それから組合の職員で組織する「一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会」というものを本年の9月に設置したところでございます。

それから、焼却以外の処理方法についてのお尋ねがございました。毎日排出される一般廃棄物は、安定的かつ確実に処理することが不可欠であります。また、衛生上の観点から焼却処理することが望ましいものがあって、さらには災害廃棄物の処理など、現実的な対応をしていかなければならないという課題も一方でございます。

これらのことから、新しい施設を整備するに当たっては、焼却処理を基本として検討していくこととしておりますが、焼却によらない処理方法を併用することについても、先ほど申し上げました施設整備検討委員会において、選択の幅を広げて検討するように指示をしたところであります。

また、検討委員会の委員には、廃棄物処理に関する専門家はおりませんが、専門的な助言を得ることが必要なことから、必要に応じて外部の専門家の出席を求めることとしているところでございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の両選定委員会が行っております選定作業の内容についてであります。第1次選定では狐禅寺地区を除く一関市、平泉町の全域から、土地の利用に関し法令上の規制や災害時に被害が想定される自然的、社会的特性条件を有する区域について、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設にあっては24項目、新最終処分場にあっては25項目を評価項目とし、施設整備には不相当と考えられる区域を除外したところであります。

第2次選定では、主要道路からの距離や土地の形状などのほか、収集運搬の効率性、経済性にかかわる条件などにより、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、新最終処分場ともそれぞれ14項目を評価項目とし、それぞれ19カ所の整備候補地を選定したところであります。

なお、第2次選定においては、広く住民の皆様から土地に関する情報提供を求め、評価項目に加えたところであります。

現在進められております第3次選定につきましては、第2次選定で選定された候補地をさらに2段階で評価することとしております。そのうち、第1段階にあっては、技術面、土地利用面、経済面、土地権利面、その他考慮すべき事項の5項目について評価することとし、配点につきましては、合計でプラス10点からマイナス10点の範囲で評価を行った上で、第2段階となる現地調査の対象候補地を抽出したところであります。

現地調査においては、自然環境面、生活環境面、総合的評価の3項目について評価することとし、配点は合計でプラス12点からマイナス12点の範囲で評価することとしたところであります。

選定委員会では、以上のような評価をもって、3カ所から5カ所程度の候補地を選定することとしているところであります。

また、先ほど、公表の際の順番のお尋ねがありましたけれ、そちらのほうにつきましては、選定委員会の意見を伺った上で検討したいというように考えております。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） 今、答弁にあった中で、広く皆さんから適地を公募して、情報提供をいただいてやってきていますよね。そういう提供をした方は、なぜ私が出したところはないののだということになるおそれが私はあると思うのです。だから、そこは、先ほど村上事務局長がお話しになったそうした評価の、こうこうこうですよ、だからあなたのところはその候補地になりませんでしたよというようなことはやらなければならないと私は思うのですけれども、どうですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 確かに、中には、情報提供された中から選定されるというように思っている方はいらっしゃるということは承知しておりますけれども、いずれ、情報提供を求める際に、その中からということではなくて、評価の項目の一つの要素として反映していくということで進めてございますので、情報提供された方から求めがあれば、こちらからしっかりと説明はさせていただきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） 提供した人に私もお会いしたときに、どこかいいところがないですかということを市のほうでアクションを起こしたと。それについて、ここがいいのではないかと、ここならというようなことで提供したと。そこは求めに応じてではなくて、どなたから来たかわかるわけですよね。ほかの人にもわからなくてもいいので、その方にだけわかる形でもいいですから、あなたから推薦のあった土地は、こういう評点でこうですよということは、やはりやらないとうまくないと思いますけれども、いかがですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） まだ選定委員会をやっている最中でございますので、選定委員会が全て終了した段階で、それらの選定の中身を明らかにしていきたいというように思っておりますし、公募する際には、その結果につきましては第2次選定の結果の公表をもって通知にかえさせていただきますという前提ではやらせていただいておりますので、その辺、よろしくお願いします。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） いずれ、それを出した人は公募したところの中から選ぶのだろうというように思っている方もいらっしゃる。市内全域を網掛けしたものではなくて、公募したところの中から選ぶだろうというように、文書なり何なりというのは全部読まないという可能性もあるわけですよ。だから、私は、最終的にどこに決まるにしても、そういう手順はやっておかないと、そちらのほうにも影響するのではないのかと思いますので、先ほど村上事務局長が言ったような形で、ぜひそういう対応をお願いしたいと思います。

次に、先ほど事務局長の話の中に、第3次の第1段階でいろいろな項目があった中で、最後にその他とありますよね。例えば、このその他という中には、まだ説明もしていない段階だけれど

も、住民合意が得やすいのかどうかという判断というか、そうしたもののというのは含まれているのですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 情報提供いただいたことにつきましては、第2次選定の評価の項目の中で既に反映しているということでございますので、あとは最終的に第3次選定で委員さん方が総合的な評価をするというところで、さらに評価していただくということだと思っております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） その第3次選定のところでいいのだけれども、先ほどその他という答弁ありましたよね。例えば盛岡市を見ても、たしか最終的には3カ所になって、そして松園、流通団地、イオンの近くかな、3カ所ありましたよね。そうやっていくときに、その地域が合意が得やすい地域なのかどうかということについても、その第3次選定の中のその他というものに含まれているのですかという話です。全くそうではないですよと、まっさらでいきますよということなのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） その他考慮すべき事項の部分につきましては、例えばエネルギー回収型一般廃棄物処理施設にあっては、地域における土地の利用の現状とか、売電の可能性があるのかとか、そういった部分を考慮すると。それから新最終処分場については、こちらのほうも地域における土地利用の現状であったり、放流先の河川の状況、そういったものをその他の項目で評価すると。あとは情報提供があったところの土地を取得の容易性とか、そういった部分については、第3次選定の中では項目としてはありませんけれども、委員さん方が評価する中で総合的な評価という部分がありますので、そこで加味していただけるかなというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） まだその場所も3カ所なり5カ所なり決まっていない段階でありますけれども、やはり最終的にはその周辺の方々との合意形成、私はこれが一番のポイントだと思います。

私は狐禅寺地区は承知していませんけれども、過去に大東清掃センターを更新する際にも、住民コミュニティといいますか、住民自治といいますか、それを二分するような、今でもその後遺症は続いています。

この住民合意については、特にも過去にも学んで、やはりその手順なりやり方をしっかりやっていかないと、私は歓迎される施設ではないと思いますので、そのところを慎重な上にも慎重にお願いしたいと思います。

そうしたためにも、先ほど私がお話ししたのは、三豊市のバイオマストンネルという方法、これは全く燃やさないのです。可燃ごみは今、一関で集めているとおりの可燃ごみをそのとおりの集めてくる。そして、それを17日間そのままトンネル構造のものに寝かせて、そこに微生物の力で、そうすると重量換算で約半分ぐらいになると、水分が飛ぶのですよね。本当にカラカラになった状態のごみを最終的には固めて燃料にする。においとか何かも聞きましたけれども、100メートルぐらい離れたところに住宅もあるのだけれども、燃料も杉のチップを通して外気を出すという方法をとって、私はすばらしい技術だと思って見てきたのです。

最初のころのやり方によると、ごみというのはいろいろな種類が混ざると発火するのですよね。だから、被災地とかでいろいろなごみを混ぜて仮置きすると自然発火する。ここはそういうことではないという、そして、ビニールや何かカメラで判別したのを瞬時に風で飛ばす、そういうご

みを混ぜないようなやり方、これがすごいのは民間がやっているということです。

何も私は一関で民設民営でやってくださいというようには思いません。民間の力がそこまであるのかどうかもわかりません。私は公設でもいいと思っていますのです。ただ、圧倒的にいいのは、市や行政は処理量をトン当たり2万数千円払うだけ。あとは民間会社が処理している。

確かに先ほど答弁にあったように、燃やさなければならないというようなこととか災害時どうするかというような課題はあると思います。ただ、三豊市だって、毎日毎日ごみは受け入れているわけです。一番は見るのが正確だと思いますので、ぜひ見について、そういう評価をどうするかということでこれを検討に加えてもらいたいと思うのですね。

この社長さんとかの話の聞くと、これが成功するかどうかのポイントは出口だと、その燃料を燃やすところがあるのかないかだということを言っています。幸いに、三豊は近くに大王製紙がある。一関だって石巻あたりまで広げれば十分ありますし、私は将来にわたってランニングコスト、いろいろなことを考えたときに、絶対にこちらのほうが有利だと思っています。

市が標榜するごみというのは資源だという考え方、そこの大前提に立って、それを生かした取り組みをぜひお願いしたいと思うのですけれども、なかなか政策に携わるということになれば、私が述べている話とも判断というのはまた違うといえますか、難しいと思うのですけれども、ぜひ先ほど言った9月につくった検討委員会において、バイオマス資源化センターみとよのようなやり方についても、その中に入るという理解でよろしいですか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 当然、焼却のみではなくて、焼却以外のいろいろな方法がありますので、こちらの処理方式等も検討の内容には入るというように思っております。

議 長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） そして、一回、三豊市を見ていただいた上で、三豊の責任者の方に、有識者としてぜひ一関に来ていただいて、その技術移転を、そういうことも含めて可能なかどうか、そういうことをやる考えはないですか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 検討委員会の中でどのような検討になるかというところがまだわかりませんので、検討委員会の中で検討していきたいというように思っております。

議 長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） いずれ、市の目指す資源循環型、あるいはバイオマス産業都市、そうした施策の具現化になるものだと思いますので、そうしたことを期待して私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長（小野寺道雄君） 金野盛志君の質問を終わります。

次に、永澤由利君の質問を許します。

永澤由利君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

8 番、永澤由利君。

8 番（永澤由利君） 第40回組合議会定例会において、4項目の一般質問をいたします。

質問の1つ目、新焼却施設・最終処分場についてであります。

組合では、狐禅寺地区への新施設整備の協議が難しくなったことから、方針を変更して、狐禅寺地区以外へと候補地選定を進めてきたところでありますが、新焼却施設、新最終処分場決定に向けて、平成30年9月、第1回整備候補地選定委員会を開催しております。これまでのプロセス

と進捗状況を伺います。

また、現在は2次選定結果が公表された段階であります。金野議員と重複するところもあるかと思いますが、今後どのように進めるか、見通しについても伺います。

次に、質問の2つ目、プラスチックごみの分別の促進について伺います。

10月4日の地元紙の一面に、ごみ分別アプリ導入の見出しで、「減量、再資源化を促進」と掲載されています。導入から1週間で1,030件、英語版も26件とあり、ごみの減量化と再資源化を強化できる手だてとして有効な取り組みと考え、これについては大変評価をしているものであります。

資源ごみの中でも、特にプラスチックごみについて伺います。搬入量、搬出量の推移について伺います。また、分別についての強化策についても伺います。

質問の3つ目、介護保険の中の地域支援事業について伺います。

その中の介護予防・日常生活支援総合事業について、この事業の進捗について、状況をどのように捉えているか伺います。特にも、住民等の多様な主体が介護予防サービスに参画し、地域の実情に応じたさまざまなサービスの提供を行い、地域の支え合う体制づくりが構築されているのか、また、目標はどのように設定しているのかを伺います。

この事業は、地域住民と密接な関係がある市民センター等との連携の状況についても伺います。

さらに、他市町村等、特に花巻市、奥州市、北上市と比較した状況はどのようになっているかも伺います。

質問の4つ目は、第7期介護保険事業計画の進捗状況についてであります。

第7期介護保険事業計画施設整備の中で、介護サービス基盤の整備については年度別計画が示されておりますが、これらの進捗状況を伺います。また、施設入所、待機者の状況についても伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

議長（小野寺道雄君） 永澤由利君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 永澤由利議員の質問にお答えいたします。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の候補地選定についてでございますが、新最終処分場につきましては平成30年3月に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設については同年9月に、それぞれ専門家による候補地選定委員会を設置して、現在、その選定作業を進めているところでございます。

各選定委員会においては、それぞれの整備候補地を第1次選定から第3次選定までの3段階で絞り込むこととして作業を進めているところでありまして、現在は第3次選定を行っているところでございます。

なお、選定委員会におけるこれまでの選定経過と現在の進捗状況については、事務局長から答弁をさせます。

次に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の候補地選定に係る今後のスケジュールについてでございますが、それぞれの選定委員会には10月、今月末までに3カ所から5カ所程度の候補地を選定していただくようお願いしているところでございます。

選定委員会から選定結果の報告を受けた後にありましては、当組合の管理者、副管理者会議を招集して、選定委員会からの報告に基づき、組合として候補地の選考を行うこととしたいと考え

ております。

また、その結果につきましては、できるだけ早い時期に住民の皆様に公表したいと考えておりまして、議会に対しまして説明の場を設けたいと考えております。その上で候補地ごとに周辺の皆様を対象とした説明会を順次開催してまいりたいと思います。

したがって、当初のスケジュールどおり、選定委員会において本年10月末までに候補地を選定していただいた場合には、11月下旬ごろから新しい一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の候補地周辺の皆様への説明が開催できるものと考えております。

施設の整備を進めるに当たりまして、地域住民の皆様との信頼関係を構築することは非常に重要でございますことから、候補地となった地域の皆様に対しましては、これまでの選定過程や選定理由について丁寧に説明をして、疑問や不安の解消に向けて十分な御理解をいただけるよう説明してまいりたいと思います。

住民説明会は、おおむね2、ないし3カ月に1回の割合で開催してまいりたいと考えておりまして、令和2年度中には組合として最終の整備予定地を決定したいと考えております。

また、候補地選定の経緯につきましては、ごみ処理広域化に取り組むこととなった経緯もあわせて、これまでの取り組みをまとめた広報紙を作成して全世帯へ配布して、住民の皆様の廃棄物処理に対する御理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、プラスチックごみについてのお尋ねがございました。プラスチックごみの分別を進めていくためには、家庭からごみ集積所に排出される前の取り組みが極めて重要であります。そのためには、住民意識の啓発や向上が重要と考えているところであり、この部分については構成市町の取り組みに負うところが極めて大きいのが現実であります。

構成市町においては、自治会などを対象としたごみ分別の説明会の実施、あるいは有価物の集団回収を実施した団体に対して報奨金を交付する資源リサイクル事業の実施、さらには本年9月から開始した廃棄物の分別方法などをスマートフォンで手軽に確認できる一関・平泉ごみ分別アプリの導入、これらに取り組んでいるところでございますし、一方、当組合としては、再生品の抽選販売、あるいはリサイクル工芸教室の開催、小学校などの施設見学の受け入れ、ごみの分け方・出し方テキストのダイジェスト版やチラシの全戸配布、それから構成市町が行う分別アプリの導入にあわせた当組合のホームページの掲載、ごみ分別辞典というものの検索機能の追加、これらを行っているところでございまして、構成市町と連携して、廃棄物の減量化や3Rの意識を高めていただく取り組みを実施して、分別やリサイクルの啓発に努めているところでございます。

なお、現在、組合では、新しい一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいるところでございますが、プラスチックごみの減量化やプラスチック製品の再資源化については、現在の処理施設における処理方式のもとにおいては現行の分別区分に基づく処理を継続していくことが基本となるものでございますが、今後処理施設の整備にあわせてこの処理方式が変わることとなれば、分別の区分も変わってくる可能性がございます。どのような処理方式とするかは今後検討していくこととしておりますが、検討に当たっては、廃棄物の減量化をさらに進めていくということを基本として、また、処理コストや分別の仕方に対する住民の負担も考慮しながら検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、地域支援事業についてでございますが、この事業は介護保険の枠組みの中で行われることから、一義的な事業主体については保険者である当組合ということになります。しかし、事業の実施に当たっては、それぞれの地域ごとに住民を主体とした実施団体が具体的な事業を企画し

て実行することが望まれるわけがございますことから、これら地域ごとの実施団体を統轄してもらう意味で、当組合から一関市及び平泉町に事業を委託して実施をしているところであります。

このうち、サービスBにつきましては、NPO法人や地域のボランティア団体などが実施団体となり、住民が主体となっていくサービスでございまして、まず通所型の実績について申し上げますと、一関市においては、平成29年度が5団体で延べ2,953人、平成30年度が10団体で延べ8,632人でございまして、平泉町は平成29年度が3団体で延べ1,164人、平成30年度が7団体で延べ5,400人です。両市町とも通所型の実施団体数、参加者数が増加して、地域住民が主体となって取り組む通いの場が着実にふえていくというように捉えているところであります。

一方、訪問型につきましては、一関市では実施の受け皿を準備しておりますが、残念ながらこの実績はございませんでした。また、平泉町では訪問型は計画していないところであります。

次に、市民センターや地域団体との連携についてでございますが、地域支援事業の展開については、市民センターや地域団体との連携が欠かせないものと考えております。

組合では、地域における支え合い、助け合い活動の創出を目的として、一つには生活支援コーディネーターを一関市に4人、平泉町に1人配置をしており、それぞれの地域の課題を把握して、その対応策について地域の皆様とともに検討しているところでございます。

この生活支援コーディネーターの具体的な活動といたしましては、一つには市民センターや地域団体を何度も訪問して、地域課題や高齢者ニーズの情報収集、それから助け合い活動の情報提供のほか、地域課題の解決のためのワークショップへの参加、あるいは共同開催などに取り組んでいるところでございまして、平成30年度の活動実績については、市民センターや地域団体との連絡調整の回数が185回あります。それから、出前講座などの普及啓発などの事業説明が75回ございました。それから民生児童委員協議会などの会議出席が293回、サロンなど活動の場への訪問が694回、このような実績となっております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の両選定委員会が行っております選定作業の経過と進捗状況についてであります。第1次選定では、狐禅寺地区を除く一関市及び平泉町の全域から、土地の利用に関し法令上の規制や災害時に被害が想定される自然的、社会的特性条件を有する区域につきまして、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設にあつては24項目、新最終処分場にあつては25項目を評価項目とし、施設整備には不相当と考えられる区域を除外したところであります。

第2次選定では、主要道路からの距離や土地の形状などのほか、収集運搬の効率性、経済性にかかわる条件などにより、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、新最終処分場ともそれぞれ14項目を評価項目とし、それぞれ19カ所の整備候補地を決定したところであります。

なお、第2次選定においては、広く住民の皆様から土地に関する情報提供を求め、評価項目に加えたところであります。

現在、進められております第3次選定につきましては、第2次選定で選定された候補地をさらに2段階で評価することとしております。そのうち、第1段階にあつては、技術面、土地利用面、経済面、土地権利面、その他考慮すべき事項の5項目について評価を行った上で、第2段階となる現地調査の対象候補地を抽出したところであります。

現地調査においては、自然環境面、生活環境面、総合的評価の3項目について評価を行うこと

としたところであります。現在は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設は7カ所、新最終処分場は8カ所の現地調査を終え、それぞれ評価結果の取りまとめが行われているところであります。

なお、各委員の日程調整の結果、次の選定委員会は、いずれの委員会とも10月15日の開催となったところであります。

また、これまで各選定委員会での協議内容については、随時組合ホームページ、市町の広報により住民の皆様にお知らせしてきたところであります。

次に、プラスチックのごみの搬入量の推移であります。当組合がごみ集積所から収集したものや、家庭から一関清掃センター及び大東清掃センターへ直接持ち込まれたものを合わせて、ペットボトルにつきましては、平成26年度が245.36トン、平成27年度が241.55トン、平成28年度が237.68トン、平成29年度が233.43トン、平成30年度は235.20トンであり、平成26年度と平成30年度を比較しますと約4%減となったところであります。

プラスチック製容器包装につきましては、平成26年度が488.70トン、平成27年度が483.65トン、平成28年度が473.18トン、平成29年度が474.54トン、平成30年度は461.02トンであり、平成26年度と平成30年度を比較しますと、約6%の減となったところであります。

次に、プラスチックごみの処理についてであります。一関清掃センター及び大東清掃センターに搬入されたペットボトルとプラスチック製容器包装については、清掃センターの処理施設におきまして、手作業で汚れがないものと汚れがあるものに選別します。そのうち、ペットボトルで汚れがないものは、再生利用するために日本容器包装リサイクル協会に処分を委託し、汚れがあるものは管内の業者に有価物として売り払っております。買い取った業者は、ペットボトルの汚れをとって裁断し、医療用繊維などの原料として売り払っております。

一方、ペットボトルのラベルなどのプラスチック製容器包装は、汚れのないものはペットボトルと同様に再生利用するために日本容器包装リサイクル協会に処分を委託しておりますが、汚れのあるものについては、当組合の焼却施設で焼却処理をしているところであります。

また、ペットボトルの搬出量であります。平成26年度は、汚れがなく日本容器包装リサイクル協会へ委託し再生利用に回ったものが211.94トン、汚れがあり管内業者へ有価物として売り払ったものが8.93トン、以下同様に平成27年度はリサイクル協会へ219.67トン、管内業者へ8.8トン、平成28年度はリサイクル協会へ216.57トン、管内業者へ8.59トン、平成29年度はリサイクル協会へ205.86トン、管内業者へ7.54トン、平成30年度はリサイクル協会へ212.93トン、管内業者へ5.94トンとなっており、平成26年度と平成30年度を比較しますと、リサイクル協会及び市内業者へ渡ったものの合計で約1%の減となったところであります。

次に、プラスチック製容器包装の搬出量は、平成26年度は汚れがなく日本容器包装リサイクル協会へ委託し、再生利用に回ったものが384.58トン、同様に平成27年度はリサイクル協会へ386.49トン、平成28年度はリサイクル協会へ389.08トン、平成29年度はリサイクル協会へ366.34トン、平成30年度はリサイクル協会へ339.27トンとなっており、平成26年度と平成30年度を比較しますと約12%の減となったところであります。

次に、地域支援事業の關係の市町村で行われている取り組みとの比較ということでございますが、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、掃除や洗濯などの日常生活のサービスのほか、運動機能の向上や栄養改善、口腔ケアといった高齢者が要介護状態にならないための具体的な取り組みについて、市町村ごとの実情に応じて多様なサービスを企画し展開することが最大の特徴となっており、サービスの主体も介護事業所に限らず、NPO法人や民間企業を初め、地

域住民などのボランティアを主体としたものなど、地域の特性を生かした取り組みが可能とされている事業であります。

具体的な例を挙げて申し上げますと、一つは、昨年10月に組合議会議員の皆様が行政視察をされた福島県いわき市の取り組みがございます。

いわき市では、高齢者を主とした地域住民の集まる場を「つどいの場」と呼び、地域住民が主体的に介護予防活動を展開できるよう「つどいの場」の創出と運営の支援に取り組んでおります。さらに、いわき市では、「つどいの場」の活動を継続するためには、その集まりの運営や活動の指導をするボランティアの養成がかぎとなることから、運営スタッフの養成に力を入れております。

具体的には、「いきいきシニアボランティアポイント事業」として、市の指定するボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、このポイントをさまざまな商品に交換できる事業を市全体で展開しているという事例であります。

また、当組合における構成市町の先進的な事例としては、平泉町の「14区地域支え愛の会」が取り組んでおります住民主体による買い物支援がございます。この地区は山間部に位置しており、高齢化率は町の平均を上回っております。ひとり暮らしの高齢者世帯や日中は一人となる高齢者がふえる中、この地区の唯一の商店が閉店したことから、買い物に行くための高齢者の交通手段の確保が課題でありました。そのため、地域住民や生活支援コーディネーターなどが中心となり、介護予防や健康づくりを目的とした通いの場と生活支援の一助となる買い物支援の取り組みを始めたという事例であります。

なお、この取り組みにつきましては、厚生労働省が平成30年11月に開催しました「第7回健康寿命を延ばそう・アワード」の介護予防・高齢者生活支援分野におきまして、岩手県では初めての受賞となる優良賞12団体に選出されております。

他市町村の団体の取り組み、特に花巻市、北上市、奥州市に比較して一関市及び平泉町の団体の取り組みはどうかとのお尋ねではありますが、各団体の取り組みの内容は、その地区が抱える課題の違いといったニーズの差や地域資源、人的資源といった各団体の取り組みを支えるための構成要素の差などによって取り組みの内容が異なってくるものであります。さらには、それら取り組み内容の違いによって事業全体の規模や実施方法にも違いが生じてくるものであることから、団体ごとの取り組みについて一つの物差しだけで優劣をつけるというのは難しいものと捉えております。

また、当組合では、事業の実施回数や利用者数、あるいは利用者の満足度調査など、他市町村における取り組みと当管内における取り組みを客観的に比較できるデータは持ち合わせていないことから、こういった観点からの評価についても現時点ではできかねているところであります。

それから、第7期介護保険事業計画の施設整備の進捗状況についてであります。平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画では、特別養護老人ホームへの早期入所が必要な待機者の解消や増加が見込まれる認知症高齢者への対応、住みなれた地域で生活をするための訪問介護、医療ニーズに応じた在宅サービスの充実を図るため、介護サービス基盤の整備計画を定め、計画的に施設整備を進めております。

期間中の施設整備は、県が指定する広域型特別養護老人ホームは、計画の1事業所50床に対しまして、現在1事業所が一関市上大槻街地内に建設中であり、年内の完成予定となっているところであります。

また、組合が指定する地域密着型サービス施設につきましては、小規模多機能型居宅介護は、計画の1事業所、定員29人に対し、計画どおりの内容で設置、候補者を決定し、看護小規模多機能型居宅介護は、計画の1事業所、定員29人に対し、1事業所25人を決定いたしました。認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームは、計画の3ユニット、定員27床に対し現在1ユニット9床が決定いたしました。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、計画の1事業所、定員20人に対し応募がありましたことから、現在選考を進めているところであり、今後も順次公募することとしております。

特別養護老人ホームの待機者の状況につきましては、第6期介護保険事業計画の最終年度の平成29年4月1日現在の入所待機者数は678人で、そのうち早期に入所が必要な方は140人、第7期介護保険事業計画の中間年度である本年1月1日現在の待機者数は538人で、そのうち早期に入所が必要な方は84人となったところであり、待機者数は140人減少し、早期入所が必要な方も56人の減となったところであります。これは、地域密着型介護老人福祉施設が新設されるなど、施設整備が進んだことにより待機者が減少したものと認識しておりますが、入所待機者につきましては今後も状況の把握に努めてまいります。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） ありがとうございます。

それでは、質問の1つ目、新焼却施設・最終処分場についてお伺いをいたします。

確認の意味で、市民からの情報提供は2月28日には何地区あったのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 当初は昨年12月25日から本年2月28日までの期間で情報提供を求めましたが、2月28日現在では16件でございました。その後、当初、本年4月に開催を予定しておりました選定委員会が、各委員の日程調整の結果5月開催となったということもありましたし、いろいろ問い合わせもあったということで、できるだけ情報提供いただくために1カ月延長したということで、最終的には3月29日まで情報提供を求めています。結果としては、3月29日現在で18件の情報提供をいただいております。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） ありがとうございます。

それらは地権者全ての了承があったものかどうかもお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 土地所有者につきましては、情報提供を求める際に、本人の場合は問題はないわけですが、土地所有者以外、例えば自治会等で情報提供いただくような場合は、土地所有者からの了承といたしますか、同意を得た上でということで、そういう条件で情報提供を求めていますので、全て同意はいただいているものかというようには思っております。

なお、同意の形体ですけれども、書面でというわけではなくて、口頭もあるのかというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） 今後、第3次選定が間もなく行われるわけでありまして、先ほど来の質問にありまして、さまざまな評価項目もあるというようにお伺いをいたしました。

それで、決定するに当たり決定要因を求めるといたしました、その要因ということの根拠、点

数というようなことも先ほどお伺いしたところでありますけれども、決定要因は何か、さらにお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 決定要因ということでもありますけれども、候補地選定委員会の中で最終的に評価項目を決定して、その中で評価して決定いただくということになります。決定した後については、組合が最終的には候補地を選定するということになるかと思っております。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） 私も先ほどの金野議員と同様に考えているところでありまして、地権者の同意が最大の要因になってくるのではないかと考えているところであります。それらが3カ所程度に絞られた場合、そのことを十分に考慮するのかということと、その評価にもありますけれども、経済効率の点だけを重要視して決定をしているのかというようなことであります。一番は、決定してまた振り出しに戻るようなことがあってはならないというように考えるところであります。さらに、その要因ということは今お話をいただきましたけれども、経済効率の点も含めた考え方についてお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 候補地選定に当たっては経済効率というのも重要な項目でありまして、例えば、今、収集運搬については、大東と一関の清掃センターで約3億円かかっておりますので、できるだけごみが発生する地域に寄せてやるほうが効率的にはいいというような考え方もあります。

地権者の同意の関係でございますけれども、そちらのほうは、全く候補地選定の中では、情報提供いただいた以外については同意がいただけるかどうかというのは把握しておりません。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） 第2次選定の地図を見ましたところが、焼却場は一関地域内に偏っているように見てとれますが、それ以外もあり得るのではないかとということにも考えます。地権者、地域の理解があつてということで、選定をされた後の説明を丁寧にしていくというような答弁もいただきましたけれども、同じ質問になるかと思えますけれども、地権者以下地域の理解というような点で反映された形で取り組むような見込みといたしますか、やはり先ほどの総合評価というような点だけで決定をするのでしょうか、さらに確認のためにお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 私は直接その選定委員会に出席したわけではございませんが、その途中途中の経過報告を聞いている中でこのことで申し上げます、事実を整理した上で申し上げます。

まず、地権者の方々の同意ということでもありますけれども、同意を得た上でというのは、事務方が市内、町内の皆様方に情報提供を求める際に同意を得た上で情報提供いただきたいということをお願いをしたものでございます。したがって、同意というものの手段、手法につきまして、こちらのほうで必ずしも、ペーパーであるとか文面であるとかといったことも言ったわけではございませんで、情報提供いただいたものにつきましては、何らかの方法で地権者の皆様方の同意というものがあつたのであろうというように受けとめた上で、それを選定委員会のほうに提出をしているということでございます。

それから、経済効率というお話がございましたし、2次選定のそれぞれの候補地が一部の地域に集中というようなお話がございました。こういったような評価項目で候補地選定、候補地とい

うものを市内全域、町内全域の中で絞り込んでいくかという報告の整理でありますとか、あるいは評価項目のチョイスでありますとか、そうしたそれぞれの評価項目としてどのような重みづけをしていくかと、点数配分をしていくかということ自体も選定委員会の皆様方にお決めでなっていていただくわけございまして、したがって、経済効率のみを重視したとか、何か別なファクターを重視したといったようなことではないと考えてございました。

また、総合的評価というものの、あるいはその他の要件といったものにつきましても、それぞれの委員さん方がそれぞれの専門の分野で、特にここは重視すべきといったところについて重みづけをした、そういったトータルの集計になってくるものと考えてございます。委員それぞれが、言ってみれば自分の考えで、自分の判断で、ここはこうというような個別のものの判断をさせていただいて、現在、そういったものの集計をしているというような状況にございます。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8 番（永澤由利君） 時間も少なくなつたので、先ほどの答弁にもありましたとおり、地域の理解が得られるような丁寧な進め方を望むものであります。

次に、質問の2つ目、プラスチックごみについてであります。

プラスチックごみについては、ペットボトルも含めたごみの容量としてお伺いをいたしますけれども、搬入量、搬出量ともに大きな変化が、減少はしているけれども、目覚ましいといえますか、そういう大きな変化が見られないように思っているところであります。

海洋汚染の中で、日本製ペットボトルが太平洋の漂着ごみとして多く流れ着いているということでありました。一関市、平泉町では海に面している地形ではありませんけれども、小河川や川が注ぐ北上川は海へと注いでいるわけでありますので、適切な管理が必要であろうと考えるところから、一歩進めた強化策を打ち出すよう望むものであります。

先ごろ、一関市役所におきましては、SDGsの研修会も行ったというように聞いておりますけれども、SDGs、持続可能な開発目標のターゲットの一つとして、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する目標がありますし、また、国では第4次循環型社会形成推進基本計画におきまして、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、これに基づく施策を進めていくとあります。さらなる強化策を伺うものであります。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） プラスチックごみの問題については、非常に深刻な状況にあるということが実は今年、大阪で開催されたG20サミットでも明らかになったわけでございます。現に回収不能なプラスチックごみというものが多く存在すると。回収不能なのです、もう既に。そのプラスチックごみが、まだペットボトルならペットボトルの状態で回収されるのであればある程度対策の打ちようはあります。それが粉碎されたり、自然界の中で自然に粉碎されていくのです。太陽熱であるとか、例えば海であれば波の衝撃によって細かくなっていくという、そういうようになって、今度は海の生物の体内にそれが入ってしまうということもあります。

また、我々に近いところでは、例えば現在、自動車のタイヤにもプラスチックが使われている。あれはタイヤが摩耗していくときに粉じんの一部になって、雨が降るとそのまま側溝にいつて川に流れて海にいくということでもありますし、その粉じんが我々の体内に入っているところもあるかどうかわかりませんが、そういう可能性もあるのです。

そういうさまざまなことを考えると、プラスチックごみ対策がこの先手遅れにならないように、

今打つべき手をやっていくことが必要だということで、それがどの程度のところまでなのかというのはこれから検討していかなければなりません。

現在私たちにできるのは、家庭から出る段階で分別をしっかりとる、ペットボトルだけをとって、それに集中して取り組むということも大きな意味があると思います。ペットボトルについても、洗浄して出すか出さないかで全く違ってきます。ですから、そういうところを市民に対して啓蒙を図っていくということが何よりもまず大事ではないのかと思います。

それから、繰り返し使うといっても、ペットボトルのようなものを何回も何回もリサイクルできないということでございまして、日本のペットボトルの回収率は90%、非常に高い率です。そして、リサイクル率はそのうちの80%ということでございます。しかし、実際にペットボトルに生まれ変わるのは10%に過ぎないということであります。このギャップが一つの大きな課題なのです。

リサイクルすることによって、何回も何回もリサイクルしていくと、プラスチックが劣化していきますから、もうそれは使えないということになってしまって、そこも念頭に置いて対策を講じていく必要があるだろうと。一自治体だけでこの対策を個別にやっていくのではなくて、国として、日本としての環境対策としてやってもらうように働きかけをしていく必要があるだろうというように思います。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） 管理者の答弁、まことにもっともだというように思っているところでございます。

先ほど、答弁の中に集団回収についてお話がありました。集団回収については、各構成市町の取り組みというようには何っているところでございますが、可燃ごみを燃やすという観点からいたしましても、この組合で働きかけていく必要があるかというように考えているところでございます。

それで、集団回収の助成金等につきましても、プラスチックごみについて集団回収を行うことによって一層分別が図られるのではないかと思います。組合としても燃やすごみが減るというように思っております。構成市町にどのように働きかけをしていくか、お示しいただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 構成市町が行います集団資源回収につきましては、ごみの減量化に大変有効な取り組みであるというように考えてございます。そして、それが今まで以上に取り組みが進むということが望ましいというように考えておりますし、組合としましても構成市町と連携しながら、組合としてはいろいろな機会を捉えてそういったものを紹介しながら、分別の徹底であるとかリサイクルの啓発、そういったところで努めてまいりたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） それでは、介護保険の地域支援事業について、先ほどコーディネーターの活動実績もお示しをいただきまして、大変回数が多いというように思っているところでございます。この取り組みを働きかけているという認識ではおりますけれども、コーディネーターという方が非常勤であるというようにも思って、常勤の職員と具体的に取り組んでいることが進んでいないように思っておりますが、これらについてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 生活支援コーディネーターにつきましては、今年度2人ふやしまして、5人体制ということで対応してございます。また、生活支援コーディネーターと組合、一関市、平泉町の担当者で毎月定例の会議を持って情報共有を図りながら活動しておりますので、常勤の職員ではございませんけれども、十分連携をとりながら対応しているというように考えてございます。

なお、今年度、増員して活動した状況なども踏まえながら、今後の体制については検討してまいりたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8 番（永澤由利君） 先ほど、いわき市の例等も答弁をいただきました。そのいわき市の例等におきましても、課内、そして市役所全体として地域に出向いて、自信を持ってさまざまな連携を深めて取り組んでいるという姿勢を持っているわけであります。なので、この常勤の職員の組織も入って進めていただきたいというように思っております。

それでは最後の質問になりますが、第7期介護保険事業計画ですが、一関市では一関市萩荘地内の旧県立一関清明支援学校跡地に介護施設を整備するという方向であるというように聞いておりますが、その現状を伺います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 旧県立一関清明支援学校跡地に整備します特別養護老人ホームについてであります。社会福祉法人が経営している現在の特別養護老人ホームを新築移転することとして、70床の広域型特別養護老人ホームを整備予定であると聞いているところであり、具体的な計画につきましては、社会福祉法人と一関市との協議により進めているものであります。

組合では、特別養護老人ホームの待機者の状況を踏まえて、第8期の介護保険事業計画において施設の整備計画を検討することとしております。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8 番（永澤由利君） 先ほど待機者についても伺いをいたしまして、早期入所が必要な方が56人減少しているというように伺いをいたしました。そして、今年の年末までには広域型の50人の整備もできるというようなことでありますが、さらに大きな上の、早期ではなくて538人とかというような大きな数があるわけですが、3カ年のうち、次期計画では入所待機者の解消のためにどのように取り組んでいくのかもお知らせください。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 施設整備について、第8期の介護保険事業計画でどのように取り組むかということでございますけれども、第8期の介護保険事業計画につきましては来年度策定していくということで、その中で検討していくこととなりますので、今具体的にお示し申し上げることはできないところであります。

なお、今年度、介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしますので、それを踏まえながら施設整備についても検討していくというようになるかと思います。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8 番（永澤由利君） 介護保険事業計画には含まれない有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅についての課題といいますか、受け皿として、一関市内等におきましても数カ所あるところでございますが、この入所に当たって、個人の希望選択とはいえ、将来推計の中でこれらの施設の把握についてどのように捉えているのか、考え方をお示しください。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 有料老人ホームの受け皿ということでありますけれども、有料老人ホームにつきましては、先ほど議員もお話ししたとおり、介護保険の施設の介護保険対象施設外になってございます。介護保険計画の中ではそういった部分については計画の中には盛り込まないわけでありまして、そういった受け皿としての状況などは十分把握していきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） そちらの介護保険の事業計画には含まれないまでも受け皿となっているということは現実でありますので、それについての把握についてもお願いしたいと思っております。

それでは、地元の事業者の施設整備の動向が把握できているのかどうかということでお伺いをいたします。

今年にできます広域型50人の整備については、奥州市の事業所というようにも聞いておりますので、地元の事業所との連携といいますか、相談や見通し等についても調査、そういうことの把握ができていますのかどうか伺います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 状況をどれだけ把握しているかということでありまして、施設整備を進めたいというようなことで事業所の方が相談に来ていると思います。ただ、この場で実際にどこまでというような話はなかなか難しいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 8番、永澤由利君。

8番（永澤由利君） それでは、先ほどの第7期の事業計画の推進がしっかり図られるように希望して、質問を終わります。

議長（小野寺道雄君） 永澤由利君の質問を終わります。

午前会議は以上とします。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時00分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） 11番、那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

前の金野議員、永澤議員の質問に似通っていますが、求める答弁が多少違いますので、質問させていただきます。

昨日の新聞報道によれば、各候補地選定委員会の最終報告を15日に受け、新ごみ焼却、最終処分場候補地を3から5カ所選定するとありました。選定委員会のほうで3から5カ所に絞り込むということでしょうか。委員会が15日、最終協議とありますから、3から5カ所にする15日が最終協議で、最終的に1カ所に絞り込む最終協議はどこでどの時点でののでしょうか。

問題は住民合意です。どの時点で、どのような方法で行うのか、そして決めた時点で、どういうことをもって住民の方の合意なり同意を得られたとするのか、それらをお尋ねします。

また、新設計画の規模、予算等をどのように考えておられるのかお尋ねします。

今、市内には焼却施設2カ所、最終処分場数カ所あるわけですが、特に焼却施設を1カ所にするわけですので、その規模等は多くの市民が関心を寄せているところでもあります。ごみ処理の方式の問題についてお尋ねします。

今、構想にあるのは、エネルギー回収型方式の名のもとにごみを焼却する方式なのでしょうか。その方式を採用し稼働するなら、稼働するまで少なくともあと10年前後はかかるかと思うのです。

今の世の中はCO²削減に向けての大風が吹いています。今近づいている台風19号のために交通機関等、早目に対策をとられています。この一関地方においても、連休中に計画されている各種イベント、催し等が中止に追い込まれています。

最近の気候の変動の激しいこと、猛暑、大雨、大風、枚挙にいとまありません。これらはCO²がふえてきたからといわれています。排出に対して年々厳しくなっているといわれています。そこへ、規模的に日量100トン前後かと思うのですが、ごみを焼却することは、世の中の注目を浴び、ひんしゆくを買うことになりはしないかと思うのです。

ごみの処理は必要かと思うのですが、燃やさないで処理している自治体も多くあります。燃やさないでごみを処理する、この流れが大きくなりつつあります。

NHKの報道番組で、燃やして地域の住民から排斥運動を受けていた業者が屋内分別に切りかえ、地域住民の協力を得られているとの報道がありました。

この一関地区広域行政組合で近いうちに施設が予定されているごみ処理施設を、ごみを焼却しないで処理する方策にすべきではないでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備候補地に関する住民の皆様への説明についてでございますが、午前中の一般質問への答弁でも申し上げたところでございますけれども、改めて申し上げますと、施設の整備を進めるに当たりまして、地域住民の皆様との信頼関係を構築することは非常に重要でありますことから、候補地となった地域の皆様に対しましては、これまでの選定過程や選定理由について丁寧に説明をして、疑問や不安の解消に向けて十分にご理解をいただけるよう説明してまいりたいと考えております。

組合では、複数の候補地の中から最終的に1カ所の整備予定地を決定していくこととなりますが、施設建設や施設周辺の環境整備に関する地域の声にも耳を傾け、地域住民の皆様の御理解を得ながら事業を進めてまいりたいと考えているところであります。

住民説明会は、おおむね2ないし3カ月に1回の割合で開催してまいります。令和2年度中には、組合として最終の整備予定地を決定したいと考えているところであります。

次に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の建設事業費及び施設規模についてのお尋ねがございました。

まず、建設事業費につきましては、当組合が平成29年3月に作成いたしました廃棄物処理基本構想において、概算事業費を89億2,500万円と算出したところであり、施設規模は1日当たりの処理量を105トンと見込んだところであります。その後、本年3月に一般廃棄物処理基本計画の

見直しを行い、新施設が令和9年度に稼働するとした場合、当該時点における管内の人口動向や排出量の見込みから、1日当たりの処理量を103トンから113トンと見直したところであります。

なお、施設の規模については、本年9月に設置いたしました一般廃棄物処理施設整備検討委員会において、処理方式なども含め改めて検討を行い、さらに精査をしていくこととしております。

一般廃棄物の処理についてでございますが、組合では、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に当たりまして、新たな処理施設を整備するための計画となる施設整備基本計画やエネルギー利用計画などを策定することを目的として、一関市、平泉町及び組合の職員で組織する一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会を本年の9月に設置したところでございまして、一般廃棄物の処理の方式についてもこの委員会の中で検討することとしております。

焼却をしないでごみ処理をする考えはないかとお尋ねでございますが、これも午前中にも答弁したところでございますが、毎日排出される一般廃棄物は、安定的かつ確実に処理することが不可欠でございます。また、衛生上の観点から焼却処理することが望ましいものがございまして、さらには災害廃棄物の処理など、現実的な対応をしていかなければならない部分もございます。これらのことから、新しい施設を整備するに当たっては、焼却処理を基本として検討していくこととしていただいておりますけれども、焼却によらない処理方法を併用することについても、施設整備検討委員会において検討するように指示をしたところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） それでは、最初のほうから再度お尋ねしてまいります。

新しい施設をつくる、それに対して焼却施設でなくても住民合意というものに対しては必要なわけですが、特に焼却施設は住民合意が必要ではないかと思うのですが、その住民合意のあり方について、丁寧な説明をしていく、そして回数を重ねて説明会をしていくという答弁をいただきましたけれども、しかし、集まった人たちなり、それから住民の自治会とか役員の人たちとか、そういう部分もあるわけですが、そういう人たちにどのような形で具体的に説明していくかが私は大切だと思うのです。

例えば、100人の世帯の人たちが何人集まればいいのか、多数決でやるか、集まった人たちだけの合意だけでやっていくのか、そういう部分はやはり非常に大切だと思うのですけれども、そういう点は具体的にどのようにお考えでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 住民への説明ということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、住民の皆様には、これまでの選定の経過であるとか選定の理由であるとか、そういったものを丁寧に説明しながら、疑問であるとか不安の解消に向けて十分理解いただけるように、十分機会を持ちまして説明をしていきたいというように思っておりますし、そこに何人集まったらいいかとか、そういった部分については、集まっていただくように努力していただきたいなというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 特に焼却施設をつくるときは、燃やした煙がどのように流れていくかという問題があります。先ほどの質問の中において地権者本意というお話もありましたけれども、しかし、実際には煙の流れがどのように流れていくか、そういう問題があります。それから、最終処分場についても、どのような形で運んで、そして置くかという問題もあります。灰を中心とす

る最終処分もあるかもしれませんが、ある市民運動家のデータによれば、20ミクロン以下の灰は飛散したら落ちてこない、そして、灰は下に下がるのではなくて上にも上がるのだ、そういうお話もありました。ですから、その当事者、当地だけではなくて、周辺も十分にその住民合意の分は必要ではないかと思います。その点はどのように考えていらっしゃいますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 住民への説明につきましては、その地権者のみならず、当然その候補地となった周辺の住民の皆様にも説明をさせていただくというように考えております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 燃やした煙は気球には包まれておりませんが、燃やした温かい空気はどんどん上昇すると、しかし、夜間なり焼却が途切れたときなどは冷たくなって、ひとかたまりになってある地域に漂っていくと、そういう話があります。ですから、気流なり風なり、そういうものを十分に考えて、その住民説明会なり建設を考えるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほどから土地そのものの所有者、地権者の方ということではなくて、周辺というようなことで御説明させていただいてございました。

選定委員会がまだ最終結論に至ってございませんし、具体的にこういったような場所の、こういったような地形の、こういったような地勢のところかということも決まっておりますので、その最終報告を受けた後にその周辺というものの定義が定まってくるものと考えております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そして、ごみを燃やしたときの排ガスの成分であります。その測り方によっても多少違うし、それから燃やした中身によって大きく違う場合が出てきます。そういう成分は、決められた基準以上に燃やしたことによってのガスが出る、そのガスの成分を正確に把握していくのだ、これも事前に調査して対応すべきだと考えますけれども、どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） いずれ、そういった排ガス等については国の基準等がございますし、施設整備検討委員会の中で専門家の話も伺いながら対応していきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 専門家もいろいろですけれども、しかし、排ガスの基準、それから排ガスの成分というのは多種多様だといわれております。そして、今問題になっている水銀というものもあります。水銀の基準を1立方メートル当たり0.05ミリ以下にして、排ガスの中にそれを検出したとき、焼却炉がとまるということで、その焼却炉では年に19回もとまったという報告があります。ですから、常にそういう部分、例えば決められたもの、ノックスや硫化水素だけではなくて、いろいろと考えられるものを想定しなければなりません。ですから、燃やしてやるのに対しては非常に面倒なことと考えていますので、やはり次の質問もありますけれども、燃やさないで対応していくのだということが非常に大切だと思うのですね。

関連しますから続けて質問します。

燃やさないでやっていくためには非常に大切なことがあります。それは先ほど管理者の答弁にありましたように、衛生的にという答弁がありました。その衛生的にという部分は具体的にどういうものを指すのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 衛生的にというのがどういうものを指すかということでもありますけれども、例えば生ごみのような腐敗が進むようなごみであるとか、あとは感染性のあるもの、そういったものではないかというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 私は、生ごみは別に考えていますし、生ごみは生ごみで対応する方法があるから言いますけれども、衛生的というような答弁の中において紙おむつというのがずっと前からありました。それは衛生的なものの中に入るのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 当然入ると思います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 他の会派の視察の報告もありますけれども、私も紙おむつの対応方法について、あるメーカーを視察してまいりました。大体人口5万人ぐらいで、紙おむつが年間2,000トンぐらい出るのだそうです。その分をただ焼却するのではなくて、それを再生しようという技術が確立して、間もなくそのプラントを売り出していると。もちろん、実証プラントは鹿児島県の志布志市でやって成功しているそうです。ですから、一関であれば人口はその倍ぐらいですから、約4,000トンぐらいの紙おむつが年間出ると。その方法については全部焼却するとはしか考えないのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） その部分につきましては、検討委員会のほうで検討していきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 結構な量ですね、それを排除してやれば割合的には相当な量になるのですが、紙おむつを再生して資源化すると、そういう技術が今歩き出しております。ですから、この一関でも、紙おむつ等については、そういう方向を考えてやっていくべきだと、ぜひその検討委員会でお話ししていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 検討委員会の中で検討させていただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 衛生的なものや災害ごみがあるので燃やさなければならないのだという話がありますけれども、災害ごみも分別すれば相当な資源になります。

それで、東日本大震災のとき、全部燃やしたのものもあるかもしれませんが、人手をかけて分別して、その雇用を確保した例があります。近くは昨年ですが、岡山県倉敷市真備町で水害があったとき、図書館の本が13万冊ほど水浸しになって、それも処分しなければならないということがありました。しかし、それは一気にではありませんけれども、分別してきちんと対応すれば紙資源として再生できるという話を聞いております。そのように、災害ごみであっても分別していくという考え方はありませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） そういった処理につきましても、当然検討委員会の中で協議していきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） さまざまな方策がありますけれども、私は、1カ所あるからそれにならってではなくて、各地のさまざまないい点を取り入れて対応していくのだ、これこそ本当の対処方法ではないかと思うのです。

確かに管理者はお一人で判断して最終決定するかもしれませんが、しかし、職員合わせますと1,400人、1,500人近く、正確な人数はちょっと今わかりませんが、それくらいの職員がいるわけです。その人たちの英知を合わせて対応していくのだと、このことが私は一番大切だと思うのです。

ですから、全て燃やせばそれで終わるのではなくて、さまざまの方策で、燃やさないで資源化を図っていくのだと、これこそが本当の社会ではないかと思います。そして、今答弁があったように、生ごみが腐敗すれば衛生的に問題になると言いますが、腐敗した生ごみであっても対応する方策があります。それは私が何回も言っているバイオトイレに入れるわけです。4,000万円ぐらい出せば1日3トンから5トンぐらいの生ごみを処理する、そういう設備を入れられます。ですから、そのような形で対応すれば燃やさなくていいと思います。

大体生ごみの重量は30%から40%といわれています。それらを解決していく、それが大切なことであります。そして、その中で、燃やすごみの半分は紙ごみだといわれています。その紙ごみも市内の工場に対応できるといわれます。ですから、分別を中心としてそのような形を中心にやっていくのだと、丁寧に雑紙でも資源ごみに変えていくのだと。技術はどんどん進んでいます。その分別を強化する考えはありませんか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） もう3年前になりますが、一関市は資源・エネルギー循環型のまちづくりを進めると、これを柱にして、さまざまな施策を、地域内でエネルギーが循環できるようなまちづくりを目指そうと取り組んできました。それを今ここでまた繰り返してそうすべきではないかと言われても、そういうようにやっております。そして、目標を定めてそこに向かってやっているわけですから、何度も質問されて何度も同じ答えになるかもしれませんが、いずれ資源循環型のまちづくり、そのスタートはバイオマス産業都市構想でありました。とにかく、地域の中でエネルギーを循環させていこうと、そこがスタート地点で、そして全てのものをそういう考え方に基づいて今進めているわけでごさいます、何もやっていないようなところから質問されますと、ちょっと答えにも困るわけでごさいますが、いずれ全てを焼却だけでやっていくということも言っていないので、検討していくと今日、午前中からずっと言っているはずですが、ですから、こちらの答弁をしっかりと受けとめていただいて、御理解をいただくようお願いできればと思います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そのようにお話しされますけれども、先ほど計画が105トン規模、しかし、実際には103トンから113トン、ごみはどうなるのですか。普通の場合は人口が減少することによってごみは減る、そういう話があります、データがあります。しかし、一関は計画よりも減っていないのではないですか。この点はどのようにお考えですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 施設の規模につきましては、平成29年の基本構想の中で105トンと、その時点で将来予測をして105トンというように定めたわけですが、今回の103トンと113トン

というのは、今年の3月に基本計画を見直しまして、これも新たに実績をもとに将来を設計したということで、若干ごみの減量が進んでいないという部分はあるかもしれませんが、113トンというのは現実的に推移したものを推計したものでありますし、103トンというのは、各構成市町におきましては目標を立てまして、減量化に取り組んでおりますので、それを達成するという前提で103トンというように見込んだものであります。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 市の減量化計画であるのですけれども、少なくとも年間2%、2%ということは100トンで概算で約2トンです。そして5年で10%減らすと、そういうことから言っても割合が合わないと思うのですね。

ところが、実際は、再生する体制は企業のほうでずっと近づいてきています。どんな紙でも資源にできますとあります。そうすれば、燃やすごみのうち紙が約50%前後といわれています。それらをやはり市を挙げて再生化すれば、計画よりもずっとその紙ごみが減るのではないですか。そういうことをやはり実際に考えてほしいと思うのです。それがあらわれていないと思うから、私がこのように質問しているのですけれども、そういう考えをもっと、やはり実際よりも減量するという考えはないのですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 私ども広域行政組合といたしましては、管内の市町から排出されました廃棄物を責任を持って処理するというのが私どもの役割であると考えてございまして、排出量の見込みにつきましては、それぞれの市町におきまして廃棄物の計画を立てたと、そういったものをベースにして、先ほど申し上げた数字をはじいてございました。もちろん、減量化をしていくということは望ましいことですので、それに向けた取り組みは構成市町とともに取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 取り組むことは本当に大切なことであって、いろいろな形で手分けしているわけでありすけれども、現実的にそれが減っていないし、それをもっと促進してやるべきではないかと思うのです。

それで、最初に出ました生ごみの問題であれば、やはり今現在どのようにすれば減るのか、それは私が提案しているやり方のほうがずっとベターではないかと思うのですね。それらを検討していくのだと、これらをやらないと、やはり水切りを強くしたからといって、そんなに生ごみは減るわけではないだろうと思うのです。そういう分を考えませんか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 廃棄物を各御家庭においてどのように分別をし、再生可能な状態で排出をしていただくかということは大切なことでございます。そういったことにつきましては、構成市町と一緒に取り組んでまいりたいと思います。

しかし、そうは申しまして、さまざまなコストもある、あるいは人手もある、さまざまな御家庭における負担もある、そして出てきたものを衛生的な観点から、あるいは災害というシーンも捉えながら確実に処理をする、それが私どもの組合の使命であります。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 家庭の負担を軽減する、家庭の負担が出てくるという話を今されたのですけれども、それは逆だと思います。今現在、生ごみを処理するのだということに対して、各家庭

でどのようにするのだ、燃えるごみの回収をできるだけ早くしていただかないと夏場は大変だと、先ほど言われたように腐ってしまう、においが出てしまうという話があります。しかし、生ごみ処理器、例えば地域できちんとした小型、中型の生ごみ処理器を置けば、そこに行ってやればその点の家庭の負担もずっと軽減するわけです。そういう点をもっとやはり考えてほしいと思うのですね。各1軒1軒、生ごみ処理器の2万円の補助をもらって置くのではなくて、やはり地域で置いても十分対応できるのだと、そういう工夫が私は大切だと思うのですよ。それらをやれるところからやっていかなければならない、そういうものはどうでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 生ごみの処理につきましては、議員提案のようなお話もあるかとは思いますが、私どもとしては、今までもずっと呼びかけしておりますけれども、水切りの徹底をしていただいだけでも大分違うと思っておりますので、そういったところで取り組んでいければというように思っております。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 前にも管理者が水切りの徹底という話をされましたけれども、今現在、生ごみを昔の豚のどぶ飼みたいな状態で出している家庭はごくわずかではないかと思うのです。かなりの部分で水切りをしながら、生ごみの袋に何重にもかけて出しているのではないかと思うのですね。それも先ほど質問があったように、プラスチックのポリ袋を何枚も使って出している家庭がいっぱいあります。そういうものをどうやったら対応していけるか、そこら辺のところの工夫が私は必要だと思うのです。

ついでに、プラスチックの問題についてであります。プラスチックの問題について注目を浴びるようになりましたけれども、しかし、このプラスチックで一番いいのは油化ではないかと思うのですね。油化というのは、油に戻すという方策であります。それをやはり早急にこの市内でも、民間なり公的、準公的でもいいから考えるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） いずれ、そういう処理方式につきましても、検討委員会の中で検討させていただきたいと思っております。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 油化でプラスチックの分は大別して3種類ぐらいになるかと思います。1つは油化ができるポリ系の問題ですね、発泡スチロールとかポリ系の問題は油化がそれぞれできます。それから、ペットボトル方式は今の技術では油化できない、将来的にはできるかもしれませんが油化できない。ですから、その分別が必要となってきます。それから塩ビがあります。この塩ビは脱塩装置をつけなければ環境に塩素が流れてしまう、その脱塩装置をつければ油化ができるという話をされています。そういう部分をぜひ専門的にわかっていただいて、検討委員会にお話ししていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 検討委員会の中で検討していきたいと思います。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） ポリ系の油化、直接油化できる部分は、1トンのプラスチックから1,000リットルの軽質の油ができるといわれています。そこでやっているデータをお聞きしたとき、私はすごく効率がいいと思いました。大体その1トンのプラスチックから1,000リットルの油が出

ると、油の値段を60円で売っても採算がとれると。そして、その油の問題が、今、後ろから質問されましたので答えますけれども、今現在、企業の中において、重油を年間300キロリットルも使っている企業があります。暖房用の燃料にも十分使える油であります。もちろん、道路も走れますけれども、道路の分は県税や国税の問題がありますので、それは少し手続きなり環境が整っていませんので無理かと思えますけれども、実際にはそのように油を使っている企業がありますので、そこで十分、市内の部分で消費していただけるということができます。そういう問題については、今現在はプラスチックをすぐ燃やすよりもそれからもう一回やれば、つまりプラスチックを燃やして排ガスが出る、それから油を燃やして排ガスが出る、今現在、二重に排ガスが出るのですけれども、それが半分になります。そういうことを考えて、ぜひ検討委員会に提案していただきたいと思えます。

そして、プラスチックを分別するパートの方に、ある施設においては給料20万円ずつ払っても十分採算がとれる値段でそのプラスチックの油化をやっているという報告もいただいています。ぜひ、その油化方式を検討していただきたいと思えます。

それから、ごみの中に木くず等もあります。焼却場を見ますと、剪定枝とか家庭から出る木くず等が出てきますけれども、これらを、市内の企業でバイオマスボイラーを持っている会社がありますので、そこに回していただく、そういうことも必要ではないかと思うのです。それらを現在は、例えばチップボイラーばかりではなくて木くずボイラーを持っている会社がありますので、そういう点も十分活用できると思えますけれども、そのようなことを把握しておりますか。

議 長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 今、さまざまな廃棄物の処理、あるいは資源化などに関する知見を御紹介いただきましたが、私どもも全て把握しているものもあれば、今さまざまな観点からお話いただいたものもございますので、検討委員会の中でしかるべく専門家の方々からそういったような話も聞いて、そういったものが実用ベースでどうなのかといったことも含めて検討していきたいと思っております。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 一番肝心なのは、新しいごみ処理場ができたとき、これをやっているのだというものもありますけれども、しかし、今現在そのごみ処理、先ほどから答弁いただいているように、今現在やっている部分をもっとあらゆる可能性を追求して、それらを多用していくのだと、そしてごみを減量していくのだと、これこそ私は大切だと思うのです。それが次につながると思うのです。

前の答弁の中で管理者も言っていましたが、分別こそがごみを活用する全てだと思うのです。分別しないで燃やしてしまえば、ある程度燃料として回収できるかもしれませんが、その熱効率の回収は10%ぐらいしかできないという、ごみの熱効率の回収は非常に低いという話をされています。そして、その排ガスも何回も言うように問題があるのだと。こういうことを考えれば今現在からスタートしていくのだと。検討委員会でやっているのは新しい施設に対しての部分ですけれども、今現在も必要だと思えますけれども、その点はどうでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今現在もやっています。完璧ではないかもしれませんが。新しい施設においてはという話で、今何もやっていないように私は受けとめました。そうではない、先ほども言ったのです。資源・エネルギー循環型まちづくりをスタートさせたときから分別の徹底を図る

うと、家庭から出るごみの減量化を図ろうとやってきているのです。ですから、これから新しく取り組むことではなくて、もう既に取り組んでいる。確かに完璧かと言われると完璧ではないかもしれない。ただ、この努力はずっと続けていくということです。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 今やっていると、それに対して、誰もやっていないとは言っていないのですけれども、しかし、やり方のスピードなり、やってもらう市民に対して協力していただいている部分から言えばずっと遅いのではないかと、私はそれを懸念して心配するからこういう質問をしているのです。

よその町みたいに、よその町は二十何種類ぐらいにゴミを分別して、燃やさないゴミのシステムをやっていました。そういうような形を一関でも、この広域行政組合でもやれるところからやっていくのだ、この分は手つかずの部分が目立つから私の質問があるのであって、そのような町に対して、例えば二十何種類もきちんと分別してやっているのだとなれば、とても恥ずかしくてこういう質問はできないと思うのです。まだまだやれる余地がある、やっていると言われながらもやれる余地がある、だからこそ私はずっとこのゴミの問題でお願いしているわけです。そして、燃やさなければ環境にもいい、経済的にもいい、そして大きく資源化にもやっていけると、こういうことがあるからこそです。その点は管理者、どうですか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほどから言っているとおり、完璧ではないけれども継続してこれまで努力してきている最中です。新しい施設が今度できたとすれば、それは確かに新しいそこがまた一つのスタートになるものだと思います。その段階になればその施設の全容もはっきりしてくるし、新たな取り組みもそこで出てくるかもしれません。あるいは今のままいくかもしれません。これは今後の検討委員会の中での議論を待たなければだめなところでございますけれども、いずれ、このゴミの問題については議員おっしゃるとおり、何とかして減量化を図っていかなければならないということは共通しているわけです。ですから、議員があれこれ、さまざまな知見を御披瀝いただきましたけれども、それを十分、何ならこの本会議の議事録を専門的な立場から参加する委員の方々にも、参考人の方々にも見ていただくということも一つの方法かもしれません。議員から今いろいろ意見が出されたことをこちらは聞きっぱなしにするということではございませんので、先ほどから検討委員会の中で参考にさせていただくという答弁もしているわけでございますので、十分、先ほどからの議員からの質問についてはしっかり受けとめさせていただいていると思っています。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君に申し上げます。

質問は通告内容に沿った形での質問をお願いします。

11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） それは通告していました。ところが、通告した聞き取りの職員が途中で中断しまして、これでいいですかという話だったのですね。いいですかと言われたとき、はいと言うしかないし、それから趣旨としては燃やさないでという部分がありますね。それに沿って私は質問しています。ですから、今指摘されたように、外れているとは思いません。燃やさないでやるためには、いろいろな部分が出てきますので今ずっとやっているわけです。ですから、続けます。

完璧にという部分ではありません。ただ、やり方によっては、いろいろな道を通ればもっと当

局も、それから市民も楽にごみの減量ができると私は思っています。そして、燃やさない方向にやるためにという、最終的には世の中がそうなると思いますけれども、しかし、そうなるためにも、実際には分別してどのように対応していくか、これも非常に大切なことでもあります。

例えば、燃やさないでやっている町を視察したとき、茶わんのかげらとか陶器のかげらがありました。それも分別していました。しかし、今現在それをどうするのだといったら、陶芸をやっている人たちが碎いてまた陶器に混ぜることができるのだと、そういうような話もありました。ですから、次々と新しい方策、新しい方針が出てきて、燃やす部分をどんどん減らしていくわけです。

例えば、最初から言われました紙おむつだって燃やさなければならないのだ、最初は衛生的にそれしかないというような形で結局やっていましたけれども、しかし、それをどうしたら資源化できるか、そういう方策もメーカーのほうで考えて、実際にプラントを立ち上げていました。そういうことを、ぜひ情報等も入れて対応していったらいいと思います。

遅まきながらも、今、管理者からお話がいったように、少しでも前進していただければ本当に助かると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

何もなければこれで質問を終わります。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

次に、藤野秋男君の質問を許します。

藤野秋男君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 日本共産党の藤野秋男です。

私も少し細かい部分に入るかもしれませんが、我慢して聞いてください。

私の質問は大きく分けて4点でございます。

1点目は、新焼却施設建設に向けて、現在、選定委員会での協議が進んでいる、この記事が紹介されました。10月には3カ所から5カ所に絞り込み、2020年度には1カ所に絞り込んで対応するとしています。場所については一定のスケジュールが示されると思いますけれども、改めて施設建設に向けた全体のスケジュールと、その節目節目での市民への説明と市民間協議をどのように保障し、反映していこうと考えているのかお伺いをいたします。

焼却施設は余熱活用施設として計画しております。管理者も可燃ごみの焼却削減がまずは基本だとしてまいりました。今後ますます市民意識も高まり、ごみ減量が進めば進むほど、地域に提供できる余熱が減少すると思います。施設は40年は活用したいとしておりますが、どの規模までだったら費用対効果があると予測しているのでしょうか。とても地域に還元できない、地域振興につながらないと判断している規模はどの規模と捉えているのかお伺いをいたします。当然、計画の見直しが必要と思いますが、これまでの燃やさない方法も含め、今後どの時期にどういう判断をするのかお伺いいたします。

一般廃棄物処理基本計画において、可燃ごみの減量化に向けた今後の新たな取り組みを質問してまいりました。減量計画は組合が単独で示すものではなく、一関市、平泉町、組合で協議して進めているということでございました。

そこで伺いますが、組合として焼却施設に負荷をかけない、しかも、コンパクトな焼却施設は、構成自治体にも財政的負担軽減につながると思います。私たちは一関市議会においても、可燃ごみの中で3割を占めている生ごみの資源化、減量化に他市の取り組みを紹介し、大胆に取り組む

よう求めてまいりました。しかし、いまだに取り組みが思わしくありません。市、町、組合でどのような困難があり、また、壁があつて前に進まないのか伺います。

また、今後、新たな取り組み等を予定しているのであれば、御紹介していただきたいと思ひます。

最後に、午前中からも同僚議員から提案がございましたが、焼却以外の可燃ごみの処理の提案であります。私たちも申し上げたいことは、焼却によって発生する余熱を活用し、地域の産業振興や雇用の創出につなげるということではなくて、今後、焼却に頼らないことによって資源化に取り組む個人や団体、それをなりわいとする業者への支援こそ、最も現実的な対応ではないかと思ひます。地域の産業振興、雇用の創出につなげることに大きく結びつく焼却に頼らない方策をどのように検討の中に加えていくのかお伺いをいたしまして、この場からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 藤野秋男議員の質問にお答えいたします。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に関する今後のスケジュールについてでございますけれども、選定委員会にはこの10月末までに、3カ所から5カ所程度の候補地を選定していただくようお願いをしているところでございまして、これまでのところ、選定委員会における候補地選定の作業は、当初のスケジュールどおりに進められているとの報告を受けているところであります。

今後にありますは、スケジュールどおり、選定委員会において今月末までに候補地を選定していただいた場合には、11月下旬ころからエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の候補地周辺の皆様への説明会が開始できるというように考えております。

施設の整備を進めるに当たりまして、地域住民の皆様との信頼関係を構築することは非常に重要でございます。候補地となった皆様に対しましては、これまでの選定過程、そして選定理由について丁寧に説明をして、疑問や不安の解消に向けて十分な御理解をいただけるように説明してまいりたいと思ひます。

この説明会は、おおむね2ないし3カ月に1回の割合で開催してまいりたいと考えておりまして、地域内において十分な話し合いの時間を持ていただきながら、組合との協議を進めていただくことを考えております。その上で、令和2年度中には、組合として最終の整備予定地を決定したいというように考えているところであります。

整備予定地決定後のスケジュールについては、廃棄物処理基本構想では施設の基本設計や環境影響調査などに3年、建設工事に3年を要することとしておりまして、令和9年度の稼働開始を目標として事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設から発生する余熱の活用についてであります。組合では、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に当たりまして、新たな処理施設を整備するための計画となる施設整備基本計画やエネルギー利用計画などを策定するために、一関市、平泉町及び組合の職員で組織をいたします「一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会」をこの9月に設置したところでございます。余熱の具体的な活用方法、あるいは余熱を活用した施設の内容についても、この委員会の中で検討することとしており、検討に際しては、候補地周辺の住民の皆さんの意見も伺いながら検討を進めることとしております。

余熱の活用につきましては、廃棄物の処理を行う過程において発生した熱エネルギーをまずは処理施設内で使用いたしまして、その上で余剰となったエネルギー、つまり余熱を処理施設以外で有効利用しようとするものであって、いわゆる資源・エネルギーが循環する社会形成を目指すという理念に基づいた取り組みでございます。したがって、候補地の住民の皆様の御理解や限られた地域の振興だけを目的とするものとは捉えていないところでございます。

周辺住民の皆様にも御理解をいただき、かつエネルギー循環という社会貢献を果たしながら、より広域的な振興に基づくものを目指してまいりたいというように考えているところであります。

なお、必要量に比較して処理施設からの余熱だけでは不足が生じる場合、もちろんそのような場合も想定されるわけでございますが、そういう場合につきましては、ただいま申し上げましたエネルギー循環の考え方に基きまして、太陽光であるとか地中熱であるとか、これら自然エネルギーと併用を基本として対応していく考えであり、それらについても検討委員会の中で検討していただきたいと思います。

なお、全国の例を見ますと、現在、基本計画で想定している規模よりもさらに小規模の焼却施設を設置している場合にあっても、余熱を有効に活用している事例があるところでございまして、余熱の活用が見込めないということについては現時点では想定していないところでございます。

次に、可燃ごみの減量化に向けた取り組みについてでございますが、廃棄物を減らして、さらに資源としてリサイクルしていくためには、まずは廃棄物としての排出段階からこれを抑制していくことが重要でございます。つまり、現在、廃棄物として収集して処理しているものが、それぞれ家庭からごみの集積所に出される前までの間でどれだけ減量化することができるかというところがポイントになってくるものでございまして、こうした排出段階での廃棄物の減量化、資源化に向けた住民一人一人の行動を後押しする部分について、構成市町の取り組みによるところが極めて大きいという現実がございます。

これまでも構成市町においては、3Rに関する意識啓発でございますとか、生ごみの水切りの徹底の呼びかけ、あるいは30・10運動などの食品ロスの削減に向けた取り組み、さらには生ごみ減量器購入への補助などを行ってきているところでございますして、自治会などに対しては分別の説明会の開催をしたり、あるいは集団資源回収などの取り組みを行ってきているところであります。

また、新たな取り組みとして、本年9月からは廃棄物の分別方法などをスマートフォンで手軽に確認できる「一関・平泉ごみ分別アプリ」を導入いたしまして、ごみの分別による資源の再利用とごみの減量化を進めているところでございます。

当組合におきましても、これら構成市町の取り組みを機会を捉えて紹介するとともに、住民の皆様にも分別の徹底に御協力をいただくため、平成30年度にはごみの分け方・出し方テキストのダイジェスト版を全戸配布いたしました。また、本年度は、当組合ホームページの「ごみ分別辞典」というところに検索機能を追加するなどしたほか、雑がみを紙袋や紙箱に入れて回収する取り組み、あるいは使用済み小型家電の回収、リサイクル品の抽選販売、あるいはリサイクル工芸教室の開催、清掃センターの施設見学などを通じて、廃棄物の減量化やリサイクルへの意識を高めていただく取り組みを実施しているところでございます。

これらの取り組みは、排出される廃棄物の量を減らすとともに、分別を徹底することにより資源物に回る割合をふやすことにつながるものでございまして、焼却や埋立処分をする廃棄物の量を減らす、いわゆる減量化を進めることによって処理経費の節減をも図るものでございます。

また、ごみ集積所から収集した廃棄物の処理に当たっては、リサイクル施設で容器包装や金属類などを選別して、可能な限り再資源化することにより、焼却処理量や埋立処分量の抑制に努め、さらに最終処分の段階では、焼却灰のセメント原料化を進めることによりまして、埋立処分量の削減も図っているところでございます。

このように、廃棄物としての排出段階、そして収集したものを選別や焼却をする中間処理段階、そして埋め立てをする最終処分段階、これらのそれぞれの段階において、減量化、資源化に努めているところであり、これにより一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けて構成市町と連携して取り組んでまいりたいと思います。

次に、廃棄物処理を通じての産業振興、あるいは雇用創出についてのお尋ねもございました。

余熱活用という考え方は、そもそも産業振興や地元の雇用創出といったことを第一の目的にして打ち出しているものではございませんで、廃棄物の処理を行う過程において発生した熱エネルギーをまずは処理施設内で使用して、その上で余剰となったエネルギー、これを余熱と呼びますが、この余熱を処理施設以外で有効活用しようとするものであり、いわゆる資源やエネルギーが循環する、そういう社会形成を目指していこうという理念に基づいた取り組みでございます。

余熱活用施設とは、そうした余熱を廃棄物処理施設の外で利用する場という意味でそのような言い方をしているものでございまして、産業振興や地元の雇用創出といったことのみに重点を置いた施設とは捉えていないところでございます。しかしながら、第一目的は資源・エネルギー循環型社会の形成というところに置いておりますが、それを具体的に形のあるものにしていく上においては、産業の振興でありますとか雇用の創出、地域の活性化といったものを第二の目的、狙いとして上乗せしていくことを考えておりまして、そのような膨らみ、この部分を持たせたものにしていきたいというように考えているところであります。

なお、余熱活用という要素を除いた部分、すなわち廃棄物の中間処理や最終処分という一連の工程そのものを産業振興や雇用創出という視点を持って運営していくことは、それもまた必要なことと認識しております。現に、施設の運転管理業務委託では雇用創出という点において既に取り組んできているところでございます。産業振興や雇用創出という視点については、今後新しい施設の整備を進めていく上においても、引き続き意を配してまいりたいと考えております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

1点目の今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

今、管理者のほうから、環境アセスに3年、建設に3年と考えれば、令和9年に稼働になるだろうというお話でございました。まず、この令和9年、これはスムーズにいつの令和9年だと思うのですが、現在の稼働している施設からして、令和9年は大丈夫なのでしょう。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 既存の焼却施設ということですが、当然、それまでは十分持たせるといったらおかしいですけども、管理をしながら適正に使えるようにしていきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） その上で前提となることだと思うのですが、現在の施設について、当然そのことを周辺住民の理解を得て進めていかなければならない事業であると思います。というのは、当初の計画から考えれば延びているということもありますから、そういった面では、現在2カ所

で稼働しているわけですが、そのことをしっかり地域の方々にお話をして、理解を得ていると判断していいのかどうか。といいますのは、私は今回の質問でも取り上げているのですが、やはりこういう施設はどうしても市民の理解、市民間協議をしっかりと、信頼関係を保っていかなければいけないと思っているのでお伺いをいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 大東清掃センターにつきましては、公害防止対策協議会がございますので、そちらのほうに説明をさせていただいております。一関清掃センターにつきましては、対策協議会が今、十分機能していないというようなところもありますので、行政区長さん方にそういう状況につきましては御説明をさせていただいているという状況であります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ手順を間違えないように、まずはこれまで協力してきた方々への説明、そしてその次には、事業はこういう形で進めます、そして当初の計画より2年ほど延びますよと、その辺は市民にも知らせてほしいのですが、現在、先ほど管理者がお話ししたようなことを市民にはいつ明らかにするのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 10月中に選定委員会で最終的に3から5カ所程度選定いただいて、その後、管理者・副管理者会議で決定いただいた後には広報紙、これまでの選定状況であるとか選定理由であるとか、今後のスケジュール的な部分、そういったものを広報紙につくりまして、全戸に配布したいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 4との兼ね合いもあるのですが、市民間協議を進める上で、この間、管理者が今日の提案を受け、あるいは市議会の一般質問でも、燃やさない方法については研究してみたい、検討してみたいという前向きな答弁がございました。これも急ぐ必要があるだろうと。というのは、大きく今後のスケジュールや施設に影響するわけですね。いつごろまでにそれを判断しないとまずいのかと、というのは環境アセスにも影響してきます。これは待ったなしの協議になると思うのですが、非常に前向きな答弁だけに期待して質問します。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 検討委員会のほうで施設整備基本計画を策定しますけれども、こちらのほうは令和2年度中に策定するというところでございますので、その中で検討していくということでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） と考えれば、来年には焼却でいくのか燃やさない方向でいくのか、これが明らかになるということで判断していいのですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 処理方式から処理規模、あるいはそれにかかわる分別収集とか、そういった部分も検討しますので、計画の中には処理方式が盛り込まれるというような形になると思います。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） その上で1点、ぜひ、どちらを基本にすると考えた場合、理想は環境負荷もある、ただ衛生面もあるということで今までいろいろ質問もあつたり答弁もあつたわけですが、

管理者としては、やはり燃やさない方向が本当に検討できるのであれば、それが理想だというように捉えているのかどうか、まずはそれが入り口ではないかと思うので、改めてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 焼却か焼却以外か二者択一でどちらにするのだと言われると、そういう二者択一に対する答えは今のところ持ち合わせていない。

今まで一関の場合は、基本的な処理方法として焼却でやってきているわけです。焼却というものに対するある程度の技術的な面での蓄積もあるわけですし、それはそれで尊重しなければだめだろうと思いますし、また、今、技術が極めて急速な進歩を遂げている中で、各議会の会派の議員の皆さんも先進地を視察されて、そしてそれを紹介いただいているわけですが、私もそれらを聞いて、実は明日にでも視察に出かけたいところですが、なかなか市長の日程というのはタイトでございまして、しかしながら、自分の目で見ないと私もあまり自信を持って言えないところがございますので、ぜひこれは自分の目で確認した上で、その可能性というものを見極めていく必要があるだろうと思っております。

それで、焼却以外の方法については、かなり今、全国的にも注目されているところがあるわけですが、それはそれで人口規模でありますとか、さまざま地域の置かれている状況によっても若干の影響があると思いますので、かなり細かいところまで見極めていかなければならないと思っております。

そういう分も含めて、できるのであれば焼却以外の方法というものも取り込んだ形で、複合的な施設というものになれば一番いいのかと。ただ、これも実際に見てからでないと、うかつに私が管理者の立場でこれがいいのだと言ってしまうと、そちらのほうに偏ってしまってもだめですので、複合的な施設というものは念頭にあります。そこを実際に見て、そしてどのような組み合わせで考えていったらいいのかというところを、専門家の方々の意見もお聞きしながら整理をしていければいいかと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） これは管理者だけに求められる問題ではなくて、対市民との関係では構成する両議会の我々議員もしっかり調査検討して、要求する以上はその要求していることに責任を持たなければいけないという立場にもありますから、自分たちの責任も認識しながら今質問しているわけですが、ぜひそういった面では、一日も早い市民に投げかけられる方向性というのを示せるような、しかも、それが当然、先ほど来から出ているように燃やさないとなれば、分別の徹底も当然今まで以上に必要になる。ですから、市民の側の責任もこれまで以上に明記して、目標を持って進まなければいけないだろうという思いをしていますので、ぜひ、みんなで頑張っていて、みんなで目標を持って減量に努めようと、環境負荷を軽減していこうという方向を一日も早く、ともに頑張ろうという市民へのメッセージをお願いしたいというように思います。

それから、結論出るまで何もしなくてもいいのかと言えばそうではなくて、先ほどからお話が出ているように、ごみの減量化、これにやはり両構成自治体含め組合も一緒になって取り組まなければいけない課題であろうと。

そこで、先ほど来、那須議員からも出ましたように、私も最初に申し上げましたように、生ごみの減量化というのは有効な対策だろうと。これを構成市町の独自の取り組みだけではなくて、組合も含めた方向でしっかりと協議していただきたい。事務局長からは、ごみ減量化に向けては、実施自治体は構成市町ですが、その目標とか何かに組合もかかわっているというお話をいただい

たのですが、その認識でよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 構成市町については排出抑制であるとか、ごみを家庭から分別して集積所に出すまでが担当ということで、組合についてはごみ集積所から収集、運搬して、中間処理して最終処分すると、そういう役割分担がありますけれども、当然連携してやっていかなければならないという認識はあります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） その任務分担はいずれにしても当然必要なことですから、ごみ減量化という方向性に向かつては、ともに同じ方向に向かつて進めていけるというように判断していいのですか。隣接していますよね、決して置かれている環境が違わない平泉と一関です。過去には平泉という名前まで検討した時期もあるわけですから。ぜひ、そういう面では、やはり組合もしっかり音頭をとって、三者で減らす方向というのは模索できるというように捉えていいのでしょうか。というのは、その次の質問があるから聞いているのです。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 組合と構成市町と同じ認識に立っております。また、整備検討委員会におきましても、組合の職員、そして市町の職員三者で検討していくというような図式でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） となれば、ぜひ目標値のみならず、目標に向けた具体的な取り組み、ここにもぜひ三者で協議していただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 今の御質問の意図がちょっとわかりかねました。できれば、もう一度お願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） それでは具体的にお話し申し上げますが、先ほども出たように、当面、環境負荷、あるいは焼却施設への負荷の軽減等を考えれば、少しでも減量化を前に進めると、目標値よりも頑張って進めると考えれば、今、有効な手段は生ごみだということは何度となく話の中でも出ていますし、管理者からも具体的に市民に提案して努力していますよと。ただ、とは言え、具体的な成果が今一つだというときに、その努力に一步何かを加えて努力をしなければいけないのではないかと。私はその一步というのは、やはり市民にも、あるいはそれをなりわいとする団体にも、ごみ減量化に協力してくれないかと、特に生ごみ減量化は大きく成果が見えるというように捉えて組合が動けば、これは大きく事態が前に進むと思うのです。

これは決して他に例がないわけではなくて、具体的に自治会なり、あるいは中には老人クラブなり、あるいはNPO法人を立ち上げてやっているところもありましたね。そういうように、一步踏み込んだ形で今支援をすると、そういった形で、生ごみを限りなくゼロとは言いませんけれども、限りなく生ごみは生ごみ収集で対応して、それを処理する方法、焼却施設に持ち込まない方法を検討してもいいのではないかと。そうすることによって、当面令和9年までかかる間、市民、町民に協力をもらうという体制を組合も含めて検討していただけないかと。そうすれば、それに対して、今提案していること以上にこういう方法もありますよと、うちでも支援をもらえるのであればやりますと、そういった一定の方向性が見えてくると思うのですが、そういったことには取り組めないのですかということを伺ったわけです。具体的に言えばですよ。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 今お話をいただきましたこと、よくわかったわけではないので、ピント外れの答えになるかもしれませんが、まずは各段階であると住民サイドでの取り組みがまずある、それは家庭であったり自治会であったり職場であったりNPO法人、任意団体であったり、そこに対して作用していくものは、まず意識を変えていただく、そういったような気持ちを持っていただくということでありまして、具体的にはそれを支援していくための補助であったり奨励であったりということがございます。そういった支援の分、あるいは奨励といった部分に関してはそれぞれの市町が取り組んでおります。そういったところとタイアップして当組合でも取り組んでいるわけでありまして、具体的なものにつきましては先ほど答弁をしたところでありますが、そういったところの意味ではないのでしょうか。そういったことであれば現にやっておりますと、これからも頑張ってもらいますということにしかないわけでありまして。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 現在、両構成自治体では、各家庭で生ごみ処理のための支援はしているということですね。そのことによって持ち込む量が軽減されるということですが、生ごみを処理する時点で、前に提案したことがあるのですが、奨励金制度を設けたらどうですかと、瓶、缶、古紙と同じように。その取扱量によって焼却施設に負荷をかけない、その努力を評価して、1トン当たりいくら、100キログラム当たりいくらでもいいのですが、そのことによって一定程度団体は大型機械を入れて地域で処理できるのです。そういったことへの支援というのは、私は非常に効果があるというのを視察自治体で見してきました。

ところが、そこまでは踏み込んでいないのが現実です。そこまで踏み込んで支援すれば、今の支援は個々に応援するから家庭で頑張ってくれということですが、一歩踏み出して、地域で頑張ってくれという方法を今とらなければいけない時期に入っていると思うのです。ぜひ、その辺は構成市町を束ねている組合が音頭をとってやってもいいのではないかと。あるいは、組合としてはできないが、構成市町にそういった相談を持ちかけて取り組んでもらうという。管理者、副管理者も各自治体のトップですから、そういったこともぜひ検討していただきたい。これは今後の整備検討委員会で検討しますという内容ではなくて、今今、取り組むということの、検討するということの姿勢が必要な時期だと。そういうことを前提にして、今後のごみ処理の方向性というのも模索していけば、先ほど管理者が言ったように、二本立てというのも選択肢の一つかという方々は当然出てくると思います。どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） まさに今、令和2年度の予算編成に向かった準備が始まっているわけでありまして、その中でその重点づけというものをどういうようにやっていくかということも含めて、今いろいろ考えているところですが、今、議員のほうからは、家庭から出る生ごみの問題、あるいは事業所から出る生ごみの問題が出されました。それが私の考えている片方の大きな柱でありまして、もう一つはプラスチックの家庭からの排出の部分、これを例えば、ペットボトルにしても洗って出すかどうかによって全然違ってきます。そういう今すぐできるというところに私は重点を置きたいと思っております。今すぐ着手できるものを各市民一人一人に呼びかけて、そしてみんなで取り組むような機運を高めていく必要があるのだろうというように思っています。議員から今お話のあった生ごみについての部分、それからプラスチックごみの部分、これを重点的に据えてやっていけるかというところで今あれこれ考えているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 終わります。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告に従って質問を行います。

初めに、ごみ処理の課題について3点お聞きします。

1点目は、指定ごみ袋による回収の見直しについてです。

今、私たちの住む地球は、深刻な地球温暖化問題と廃プラスチックの河川、海洋汚染等の問題に直面しています。地球環境を守り、あらゆる生物の命を守るために、プラスチックを初め、ごみとなるものをつくらない、環境に出さない等、発生源対策にかじを切りかえることが喫緊のプラごみ問題の解決策と考えています。

当組合管内のごみの回収は、ほとんどが指定ごみ袋による使い捨てプラスチックを使用していることになっています。指定ごみ袋自体が使い捨てプラスチック製品となっている現状は解消すべきではないでしょうか。指定ごみ袋による回収方法について見直す考えはないか伺います。

2点目は、将来ごみ排出量の目標数値についてです。

将来を見据えて廃棄物行政の方向性を考える大切な時期になっていると思います。ごみ焼却炉は一般的に築20年程度で大規模改修、30年程度で建てかえ時期を迎えます。焼却炉を従来の考え方で建てかえを行った場合、稼働まで8年を要するとして、新しい施設は2060年近くまで今度の候補地で稼働することになります。当組合では40年活用したいという答弁等もありましたが、そうすると2070年まで稼働する焼却炉がつけられるわけです。地球温暖化に拍車をかけるごみの焼却から大幅なごみの削減と資源化を進め、焼却に頼らないごみ処理を目指すために、燃やすごみの将来ごみ排出量の目標数値はさらに前進させて取り組む必要があると思いますが、こうした考えはないか伺います。

3点目は、新焼却施設の候補地選定についてです。

現在、第三者委員会による新焼却施設の候補地選定が公正に行われているところですが、広域行政組合が市民に直接土地の情報提供を求めた理由について伺います。

次に、介護保険制度の運営について4点お聞きします。

1点目は、介護職員の現状についてです。

全国的に介護人材の不足は年々深刻さを増しているようです。介護労働安定センターが行った平成29年度介護労働実態調査では、回答した事業者の66.6%が不足と回答しており、不足している理由については、採用が困難との回答が88.5%に達しています。また、働く上での悩み、不安、不満等については、回答数が多い順に人手が足りない53.0%、仕事の内容の割に賃金が低い39.6%、有給休暇がとりにくい34.3%となっています。こうした状況から、体制不足による苛酷な労働環境が採用困難な状況を生み出し、人材不足を生み出していると考えますが、当組合管内における介護職員の離職の現状と離職が改善されない要因をどのように捉えているのか伺います。

2点目は、特別養護老人ホームの待機者についてです。

平成29年度4月時点では、入所待機者数は678人、そのうち早期に入所が必要な方が140人おり

ました。午前中の永澤議員への答弁で、現在は4月1日時点で待機者が538人という答弁がありましたが、第7期介護保険事業計画は来年度で最終年度を迎えることから、現在の入所待機者の状況、特に緊急性の高いケース等について伺います。

3点目は、介護保険料と利用状況についてです。

介護保険制度は、社会全体で高齢者の暮らしや健康、安全を保障しようという理念のもと、2000年にスタートしました。制度開始から19年になりますが、この間、介護保険料は年々上がり、年金は減らされ、高齢者の方からは暮らしが本当に大変だと切実な声が寄せられています。介護保険料の収入未済額は、平成30年度決算で滞納繰越分を含めると5,183万7,970円という状況です。介護保険料は保険制度ができた当初から現在までどのような推移で上がっているのでしょうか。また、介護保険サービスの利用状況について、サービスの支給限度額に対してどのような利用状況になっているのか伺います。

4点目は、地域包括支援センターの体制強化についてです。

来年度から、在宅介護支援センターに委託してきた総合相談窓口が地域包括支援センターで行うことになるため、地域包括支援センターの体制強化が求められるのではないのでしょうか。高齢化でますます地域の相談業務が増加し、包括支援センターの役割は大きくなると考えます。在宅介護支援センターのランチ機能をやめるのであればなおさらです。地域包括支援センターへの機能強化をどのように図ろうとしているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、指定ごみ袋による収集を見直す考えはないかというお尋ねがございました。

当組合の指定ごみ袋につきましては、一関清掃センターと大東清掃センターのそれぞれの管内で基準が異なっていたものを、平成27年度から構成市町と協議を重ね、平成30年の4月から現在の基準に統一をしたところでございます。

この指定ごみ袋の統一に当たりましては、構成市町を通じて住民の皆様から、分別の種類、あるいはごみ袋の色や大きさのほか、結び口となる取っ手の有無、排出者の名前を書くか書かないか、レジ袋などの使用を認めるか認めないかなどについて意見を寄せていただきまして、これらを踏まえた上で指定ごみ袋の統一に至った経緯がございます。多くの住民の皆様の意見を反映して、また、かなりの時間をかけて検討してきたものでございまして、当面は現在の分別区分や収集方法に従って、この指定ごみ袋による収集を継続することとして考えているところであります。

なお、組合の指定ごみ袋の材質でございますが、低密度ポリエチレンとすることを基準としておりますが、袋を引っぱったときにどのぐらい伸びるかとか、あるいは引っぱられたときの強さ、引っぱり強度と言うそうでございますが、これが一定基準を満たして、かつ価格についても一定以下に抑えることができれば、プラスチック製品以外の袋に切りかえて、環境負荷の低減に貢献していくということは大切な視点であろうと思っております。

また、袋による収集を見直して、ペットボトルであるとか瓶、あるいは缶などの資源ごみについては、袋に入れずに直接かごやコンテナなどに入れていただいて、これを収集することも一つのアイデアであると考えますが、そのためには、各集積所の構造でありますとかスペース、それ

が対応できるような規模にあるかどうか、構造にあるかどうか、現状と比較してみなければならぬというところ、それから瓶や缶などを直接コンテナなどに投入するためには、汚れをしっかりと落としていただくことが条件になります。全ての家庭においてこれまで以上に徹底してこれらに対応していただくことが必要でございまして、これらについての検討も必要となっております。

現在、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に向けて準備を進めているところでございますが、新しい施設における処理の方法などを検討するために設置した検討委員会において、分別の区分や収集方法などについても検討していくこととしております。環境負荷を低減するため、プラスチック以外の材質を使用した指定ごみ袋への見直しでありますとか、指定ごみ袋を使用しない廃棄物の収集といった点についても、他の自治体の事例などを確認しながら今後検討してまいります。

次に、廃棄物の処理量、処分量についてのお尋ねがございました。

本年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定したところでございまして、廃棄物の処理量、処分量の予測につきましては、平成25年度から平成29年度までの処理量、処分量の実績と構成市町の将来の人口ビジョンにより算定をしたところでございますし、一方で、処理量と処分量の目標につきましては、構成市町の一般廃棄物減量基本計画などの減量目標を加味して算定したものでございます。

まず、焼却するごみを減らすためには、3Rの取り組みのほか、それぞれの家庭からごみ集積所に出されるまでの間に紙やプラスチック製の容器包装類をどれだけ資源物に分別して可燃物を減らすことができるかというところがポイントになってまいります。こうした排出段階での減量化に向けた住民一人一人の行動を後押しするという部分については、構成市町の取り組みに追うところが大きいわけでございます。

一方で、当組合といたしましては、ごみ集積所に出された廃棄物の運搬、それから運搬から焼却などの中間処理を行い、さらに埋め立てるという最終処分までを担っているところであります。このうち、中間処理では、ごみ集積所からの収集や清掃センターへの持ち込みにより、センターへ搬入されたものの中から資源物や再使用が可能なものを選別してピックアップする方法により焼却量減少に取り組んでいるところでございまして、また、最終処分の段階にあつては、焼却灰をセメント原料化にすることにより埋立量の減量に取り組んでいるところであります。

廃棄物の処理量、処分量を減らすためには、ごみの排出抑制はもとより、排出後の中間処理や最終処分の各段階における取り組みも大事でございます。住民の皆様の3Rの取り組みや分別意識の向上を図るほか、分別や排出の方法、さらには中間処理施設の機能なども関係しますことから、今後、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に向けて一般廃棄物処理基本計画で定めた廃棄物の減量目標を達成できるよう、構成市町と連携して取り組んでまいりたいと思います。

次に、介護職員の現状についてのお尋ねがございました。

離職が多いという御指摘もいただきました。

離職の現状を見ますと、一関市の長寿社会課が平成30年11月に市内の介護サービス事業所を対象に実施いたしました介護人材に関するアンケートというものがございます。そのアンケートによりますと、平成26年度から平成30年度までの採用者、この3人に1人が離職をしております。そのうち、半数が採用後1年未満で離職をしております。

また、8割の法人において介護職員が不足していると回答しておりまして、介護サービス事業所における人材の確保、定着は、引き続き重要な課題であると捉えているところでございます。

離職が改善されないという要因でございますが、実施いたしましたアンケートは事業所を対象とした調査でありまして、実際に離職をした方からその理由を何うような調査はしておりませんでした。

この点について、厚生労働省の関係団体が平成29年度に全国の法人事業所を対象に行った介護労働実態調査というものがございますが、この調査において介護サービス事業所を退職した介護職員に対し退職の理由を尋ねた調査項目がありますので、それを紹介いたしますと、複数回答を可としたアンケートの回答の中から10%以上の回答が寄せられた項目、1割以上の方が当てはまるとしたのを見ていきますと、まずは職場の人間関係に問題があったためと答えた人が全体の20%、それから結婚・出産・妊娠・育児のためと答えた人が全体の18.3%、それから法人や施設、事業所の理念や運営のあり方に不満があったと答えた方が全体の17.8%、ほかによい仕事、職場があったためと答えた方が全体の16.3%、自分の将来の見込みが立たなかったためと全体の15.6%、収入が少なかったと答えた方が全体の15%、新しい資格をとったからと答えた方が全体の11.5%、このような回答となっております。全国的な傾向とも言えるわけでございますけれども、このような傾向については当組管内においても当てはまる部分があるものと推察しているところであります。

当組合としては、介護サービスの質の確保や給付の適正化を図るため、組合が指定する事業所を定期的に訪問して、人員や設備、運営が適正となるよう実地指導をしているところでございます。

なお、介護職員の賃金であるとか報酬につきましては、当組合や構成市町が法人に直接働きかけを行うことはございませんが、介護報酬制度には介護職員処遇改善加算の仕組みがありますことから、組管内でもほとんどの法人がこの制度を活用して職員の賃金改善に取り組んでいるところであります。

また、構成市町は介護人材の確保定着に向けまして、それぞれ事業を推進しているところであり、一関では本年度、新たに市内の民間サービス事業所に初めて勤務する常勤職員に最大で40万円を交付する「介護職員就職奨励金交付事業」を創設いたしました。そして、介護人材の市内における事業所への定着に取り組んでいるところでございます。

次に、地域包括支援センターの体制についてのお尋ねがございました。

この地域包括支援センターは当組合の直営が2カ所ございます。それから法人などへの委託が5カ所、合わせて7カ所を設置しております。職員は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この3職種を合わせて30人配置しております。

地域包括支援センターの業務は、1つには総合相談やケアプランの作成など、介護を受ける方やその御家族の相談や支援を行う業務、これが中心になります。また、本年度まで在宅介護支援センターに委託している総合相談業務を来年度から地域包括支援センターに引き継ぐこととしていることから、第7期の介護保険事業計画期間において専門職の増員を計画しているところであります。

具体的には、本年度は高齢者総合相談センターしづたみの職員数を5人から増員を図りまして6人としたところでございますし、来年度は組合直営の西部地域包括支援センター、それから東部地域包括支援センターの職員数をそれぞれ現在の5人から1人増の6人とする計画で、地域包括支援センター全体では30人から3人増、33人体制として組織の強化を図る計画としているところでございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、ごみ処理の関係の整備候補地に関する土地の情報を求めたことについてでありますけれども、候補地の選定作業を行っている選定委員会では、第2次選定での候補地の絞り込みを進めるに当たり、施設整備に対する地元の理解や土地の現況などの土地情報が重要要素となり、事業の実現性に大きく関係するものと捉え、これを評価項目の1つに加えることを平成30年の12月の選定委員会で決定したところであります。この決定を受けまして、選定委員会の事務局を担っております組合において、住民の皆様から候補地に関する情報の提供を求めたということであります。

組合では、寄せられた情報を全て委員会のほうに報告をいたしまして、選定委員会ではそれらの情報を、14項目ある第2次選定の評価項目の1つであります「土地取得の容易性」の要素として評価に反映したというところでございます。

それから、特別養護老人ホームの待機者についてでありますけれども、平成30年度から令和2年度を計画期間といたします、第7期介護保険事業計画の中間年度であります本年4月1日現在の特別養護老人ホームの待機者数につきましては538人となっており、そのうち在宅での入所待機者は162人で、早期に入所が必要であるとされた方は、在宅での入所待機者のうち84人となっております。

なお、第6期介護保険事業計画の最終年度であります平成29年4月1日現在の待機者数は678人となっており、そのうち在宅での入所待機者は210人で、早期に入所が必要な待機者は140人となっております。

介護保険料の推移と介護保険サービスの利用状況についてでありますけれども、介護保険法が施行されました平成12年度の1人当たりの保険料基準月額、旧一関市、旧花泉町及び平泉町で構成しておりました一関地方広域連合を例にとりますと、2,822円となっております。

以下、2期6年ごとの基準月額を申し上げますと、当組合を設置いたしました平成18年度は3,496円、平成24年度は4,797円、平成30年度から令和2年度まで適用される現在の基準月額は5,962円となっており、現在の基準月額は平成12年度との比較で約2.1倍となっているところであります。

なお、全国平均の基準月額は、平成12年度は2,911円、現在は5,869円となっておりまして、現在の基準月額は平成12年度との比較で約2倍となっております。

介護保険サービスの利用状況につきましては、介護保険サービスは要介護度ごとに1カ月に利用できる金額に上限、支給限度額が設けられてございます。支給限度額につきましては、要支援1の方が月額5万30円、要支援2の方が10万4,730円、要介護1の方が16万6,920円、要介護2の方が19万6,160円、要介護3の方が26万9,310円、要介護4の方が30万8,060円、要介護5の方が36万650円となっております。

サービス利用者の皆様がこの支給限度額に対してどれくらいのサービスを利用しているかを平成31年4月利用分を例にして見ますと、平均で申し上げますと、要支援1の方が73.6%、要支援2の方が36%、要介護1の方が58.5%、要介護2の方が66.2%、要介護3の方が66.0%、要介護4の方が70.0%、要介護5の方が67.5%となっております。

議 長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

それでは、指定ごみ袋について質問させていただきます。

当面は、現在のやり方を継続していくということではありましたが、瓶、缶などの資源ごみについては今後検討していくという答弁がございました。ぜひ、躊躇することなく実行に移していただきたいと思います。

廃プラ汚染問題などの世界情勢と日本における環境問題なども考えると、今、この廃プラのリサイクルというのは、現実的にはもう実現が困難、限界に来ているというような環境研究者などの意見なども出ているようです。また、日本の企業や個人などでも、もう既に使い捨てプラスチック製品のストローやレジ袋はやめて、マイバックとかマイストローなどを持ち歩くとか、企業でもレジ袋はやめるというような動きなどもあります。特に、いろいろ調べてみて驚いたのが、政府のほうでも今年2月の閣議決定で、4月から省庁の食堂など国の機関においてもペットボトルの使い捨て、コップなどのプラスチック製品の使用をやめるというような動きになっていました。

この閣議決定の中身としては、プラスチック製品の使い捨てを減らす物品調達の基本方針も改定に反映されるということになっているようです。もういつまでも、当市についてもごみ袋による回収ではないのではないかと考えますので、検討委員会での検討も取り組みを急ぐよう特に要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

排出量の目標についてですが、平成25年から平成29年の人口ビジョンなどから新しい本年3月の改定に反映したということだったのですが、平成26年3月に策定したものと平成31年、今回策定されたごみ処理基本計画を見てちょっと疑問点があったので質問させていただきますが、平成26年3月に策定されたごみ処理基本計画の中で、平成35年までの目標を見ますと、将来人口の見込みは12万8,294人で、将来ごみ排出量の目標は2,183トンという目標になっていました。ところが、平成31年の3月のごみ処理基本計画は、平成35年度、人口の見込みは平成26年よりも大幅に減って11万2,935人にもかかわらず、排出量の目標は平成26年よりもふえて2万9,311トン、排出量の目標が減っているのですけれども、これについては、先ほど言った人口ビジョンからということでこうした後退するような目標を持っていけないものなのかどうか、どのように捉えているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 平成26年3月に策定しました基本計画の際には、人口の推計につきましてはこの計画の中で独自に組合で推計をしたということでございます。今回の平成31年の3月改定したものににつきましては、構成市町で人口ビジョンが策定されておりますので、それをもとにして推計したということになりますので、そういった違いがあるということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そもそも、平成26年度は組合独自の推計だったということですが、排出量の目標は組合でもこの人口に基づいて目標を決めたと思うのですね。そのときに、構成市町にはこういった目標で取り組んできたということで働きかけはしなかったのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 排出量につきましては、平成25年から平成29年度までの実績に置きかえておりますので、それで改めて計算しているので違いが出ているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） どうしても、組合も含めて構成市町ということで答弁いただくのですけれ

ども、先ほど来からごみの減量に本気で取り組んでいっていただきたいということで質問がなされているわけです。どうしてもそうした部分では、いろいろ研究はされていると思いますが、そういった先進地の取り組みと比べると、当組合で本気に減量に取り組もうとしているのかという疑問が残ります。

一関市では10年後に10%減という目標があるわけですが、組合も10年後の10%減ありきで計画が見直されたのではないかなと言わざるを得ませんが、それ以上削減を進めれば新しい焼却炉が計算上100トン以下の焼却炉になってしまうと、そういうことを考えると、やはり計画どおりに105トン、または今回103トンということがあるのですけれども、何としても100トン以上の焼却炉をつくりたいのではないかなというように感じるころがあるのですけれども、そういうことはないのかどうか、御紹介いただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 焼却施設の規模につきましては、廃棄物の処理量によりますので、適正規模で整備したというように考えております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 適正規模が今、焼却施設をつくる基本になる数値ですね、減量に取り組んで、100トン以上の焼却施設をつくるのと100トン以下の焼却施設をつくるのでは事業の規模も違いますし、市民に対しての負担も大きく違ってくるという問題があるのでお伺いしているのですね。ごみ減量と焼却炉の適正規模というのは、取り組みによって大きく変化するというので今お伺いしているのですね。本気になって燃やすごみを減らすのだというのであれば、その検討結果ですね、どのような取り組みが最も効果的だと考えているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） まずは排出の実績というものがあるわけです。今、計画のその数字の話でございましたけれども、大もととなる人口が、組合独自の人口推計であったか、両市町の人口ビジョンをベースにしたかといったこともございますが、この間のそれぞれの構成市町からの排出の実績がございます。そういった実績を見た場合に、それぞれの実績値といったものがなかなか目標達成に至っていないのが現実でございますが、その現実を無視して焼却施設の規模を決めるということもなかなか無責任な話であります。100トン出たものを、それでできるものの計画をつくるというのが当組合の仕事でございまして、100トン出たものを無視して90トンの規模をつくるというものではないと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 今日の一般質問の同僚議員の質問の中でも、燃やさないごみの処理方法を検討していく可能性があるかと、焼却炉はつくっても併用していく可能性も出てきたわけですね。そうすれば、なおさら100トン以下の焼却施設にならざるを得ないということが明らかになるのですね。整備計画の基本構想を見ても、その当時でも35年度の焼却ごみの量は2万5,691トンが基本になっていて、その時点で96トンなのです。100トン以下なのです。それに災害ごみを考えて100トン以上だということにしているのですね。これを考えると、もう既にその新しいごみの処理方法、いろいろ検討していけば、8年後に稼働する焼却炉は100トン以下ではないかというように考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 施設規模につきましては検討委員会の中で検討していくということになり

ますけれども、105トンという規模につきましては、全部焼却するという前提で105トンというような形で出しておりますけれども、実際に排出量から割り出しておりますので、別な方法で併用してやるということであればそちらのほうにトン数が移って、焼却施設の規模が下がるということはあるかと思っておりますけれども、いずれ、検討委員会の中でそういった方法についても検討していくということになると思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ぜひ、真剣な検討をお願いしたいと思います。

先進地での取り組みなどもいろいろと国では発表しております。そういう中で、可燃ごみを二十数%減量した東京都の小金井とか、可燃ごみのほうは数%の減量だったけれども、事業系のごみを三十数%減量に成功しているというような自治体がございます。そういうところ、可燃ごみや事業系のごみを大幅に削減するような取り組みを真剣に考えていただきたいと思います。

候補地の情報提供についてですけれども、今回の同僚議員の質問の中でも選定されたところや除外されたところという中で、評価についていろいろと私も聞いていて、人の評価と大分食い違っているところが残されているのではないかと思うので質問するのですけれども、例えば滝沢小学校の周辺に候補地が残っているわけですが、その理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 第2次選定の結果の話だと思いますけれども、いずれ、選定委員会の先生方が専門的な立場で客観的な評価項目を設定した中でそういう結果になったということであります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 組合としては、一つ一つの候補地の残っている理由というのは把握していないということでしょうか。

なぜ質問しているかという、金野議員の質問の中の答弁でもあったとおり、経済面や技術面などの評価がプラス10点からマイナス10点、生活環境面ではプラス12点からマイナス12点というような評価がされたということなのでお伺いするのですけれども、県内のある市民団体の調査では小学生のぜん息の罹患率について、焼却場近くにある小学校の子供のぜん息は、ほかの小学校の子供よりも罹患率が高いという調査結果も出ていますと聞いています。こういうことを考えると、滝沢小学校の周辺に候補地が残されているのは、生活環境面でどうなのかと思ったので質問しているのです。その一つ一つの候補地の残っている理由、組合では把握していないということでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 今現在、まだ選定委員会における議論というのは進行中でございまして、私どもは1次選定の結果を結果として広報等を通じて公表いたしました。また、2次選定の結果につきましても広報等を通じて公表いたしました。それぞれの候補地、例えば2次選定でどこがいくつ残っていると、それはなぜ残ったのかといったことにつきましては、現在進行中の選定委員会に対して影響を与えますので、全ての選定作業が終了した後に公表いたします、データの中から読み取っていただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） そうすると、把握しない、把握する必要はないという答弁と今聞き取りま

したが、今回、広域行政組合が市民に情報提供を求めたというのは、土地所有者のみの判断だけで情報提供を選定委員会のほうに報告したという答弁がございましたが、この中で午前中の永澤議員の答弁には、地権者に対して同意の手段ですね、地権者に対しては同意があったであろうと考えているという副管理者の曖昧な答弁があったと思いますが、所有者のみの判断で候補地選定、その中に入れたと聞いているのですが、同意があったと考えているということはどういうことなのか、その状況についてお話しいただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 情報提供の同意につきましては、まず御本人から同意を寄せていただく方法と土地が所在する自治会等から情報提供を寄せられる2つのパターンがありまして、御本人の場合は当然承諾の上で情報提供いただいているということでありますし、自治会等が情報提供するという場合には、その所有者の同意を得るということを条件とさせていただいたということで、同意はいただいているものというように思っております。ただ、その形としては書面なのか口頭なのかということまではこちらのほうでは求めておりません。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 個人と自治会では同意という部分で違いがあるのだということですね。

候補地選定の進め方で一番市民の方が危惧しているのは、住民合意という点で候補地が3カ所に絞られてから具体的に説明をしていくということで、地域ではその3カ所に残されたところが個人だった場合、狐禅寺地区のような不要ないさかいが地域で起こるのではないかと不安の声がもう出ているのですね。ですから、そのような事態が起こらないような進め方をぜひお願いしたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） その点は十分配慮して対応していきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 介護保険事業についてお伺いします。

介護離職の現状ですけれども、先ほどお伺いしたいろいろな状況の中で要因があるというようなことでしたが、個人の都合による理由はあるとしても、その中で気になるのは将来が見通せないような状況、そして収入が低いというような状況は、本当に国自体で改善していかなければならない点だということにも思います。そうした場合には、本当に抜本的な対策が必要になるのではないかと思います。まず全産業の賃金よりも月額約9万円も低くなっているという介護職の賃金について、労働に見合った賃金に引き上げることが必要だと思いますが、組合としてはこうした要望を国へしたことはあるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 当組合も介護保険の保険者として事務を実行してございまして、それぞれのものにつきましてはそれぞれの構成市町という母体がございます。したがって、それぞれ市長会、町村会において国に対しての要望は行っております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 構成市町の要望の中にこの介護職員への介護報酬なり賃金を引き上げるための要望があるということで確認していいですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 介護現場に対してのさまざまな課題に対して、国においても十分な手当てを図りたいといったことについては盛り込まれているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 副管理者の答弁が何を言っているのかわからないので、何回も確認するようなことになってしまっているのですが、介護職員の賃金引き上げ、ぜひ具体的に、総合的にではなくて具体的に要望をぜひするようにお願いしたいと思います。

特に心配しているのは、国による2025年に向けた介護人材に係る受給推計についてという資料がありました。その中で2025年度の介護人材の需給ギャップというものが37.3万人というように推計されておりました。人手不足は一層深刻さを増すことが予想されます。管理者も話したように、自治体ではいろいろな対応をしているところではありますが、もともとの国の制度では介護報酬などのマイナス改定などがあります。こうしたところを改善させなければ、高齢者の命、暮らしを支える専門的な職業である介護職員の離職はとどまらないというように思いますので、ぜひこの実態を変えていくべきだということで国への要望をよろしく願いいたします。

特別養護老人ホームの待機者についてですけれども、140人減っているということではございましたが、まだまだ538人ということで入所待機者の状況は足りないということです。これについて、140人減ったという部分は、純粋に施設入所によって減ったものか、この間、特別養護老人ホームに入るのは介護度3以上だというように国のほうで変わった部分がありましたが、この影響はないのかどうか伺います。

議長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） 今、議員のお話のように、この間、介護度3以上の方に限って施設入所と、そういう介護保険法の改正が入ってまいりました。そのことによってもちろん減員になっておりますし、そのほかの要因も含まれております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 介護保険が始まった当初から比べると介護保険料も2倍になっている、そうした中でこの10月からは消費税が10%になるとか、本当に社会保障のために使うといわれてきた消費税ですけれども、介護保険料がどんどん上がったり特別養護老人ホームにも入れないなど、必要なサービスが十分に利用できないという高齢者の暮らしが脅かされている状況、これは本当に異常なことだと思っているのです。介護保険をちゃんと払えば必要なサービスが受けられる、当たり前の制度にしていかなければならないと思いますので、ぜひ、国の制度の問題もあるかとは思いますが、その点についてぜひ取り組みを強めていただきたいと思います。

地域包括支援センターの体制強化についてですけれども、第7期の部分で専門職を5人のところは6人にするというような答弁がございましたが、これは規定どおりの人員ですよ、最低限の。だから、充実というところまで入っていないと思うのですよ。先ほど壇上でもお話ししましたが、いよいよこの分野で機能強化していかなければならないという点を考えますと、包括センター3人体制のところは職員の増員、または介護予防支援員の加算を国の基準より手厚くするなどの対策が必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） いずれ、包括支援センターの増員の関係につきましては、第7期の介護保険事業計画の中で計画したところでありますので、今の体制から人数がふえるということで強化というような話にはなっておりますけれども、そういった形で強化していくということでござい

ます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 捉え方の違いかと思いますが、現状、地域の高齢化率の高い部分から考えると、まだまだ強化という部分には至っていないというように考えています。

それで、特に、サービスの分野で両磐は広いわけですが、東西で偏りというのがないのか、例えば西側での問題、東側での問題、どういうように捉えているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） 西と東の問題というのは、具体的にどういったところをお話しすればよろしいでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 例えば、人的な部分とか入所施設の現状とか、そういう部分についての課題をどのように捉えていくかお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） 包括支援センターの問題ではなくてということですか。

施設に関して西と東にどういう問題があると捉えているかということになりますか。

実態として西のほうに施設が多く、そしてそれと比べて東のほうは少ないという実態があるかと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 今、7期の最終年度を迎えようとしている時点でどのような課題があるかというところまで答弁いただければと思ってはいたのですが、そういうところの、7期がまだ終わっていないといわれればそうかとは思いますが、そういった課題についてどういうように取り組んでいくかという部分で答弁をいただいて、相互にいろいろ課題の改善に向けて頑張っていければと思っていますところ。

終わります。

議長（小野寺道雄君） 通告時間に達しましたので、岡田もとみ君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午後3時45分まで休憩します。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時45分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

議長（小野寺道雄君） 日程第4、認定第1号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第5、認定第2号、平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 認定第1号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての2件について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査

を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議長（小野寺道雄君） 鈴木会計管理者。

会計管理者（鈴木美智君） 平成30年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、総括的な説明を申し上げます。

決算書の2、3ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表であります。

表の左から4列目の収入済額、2つ飛びまして支出済額、さらに2つ飛びまして、右端の収入支出差引額の欄で説明いたします。

初めに、一般会計について申し上げます。

収入済額25億3,468万2,476円、支出済額23億8,649万2,905円、収入支出差引額は1億4,818万9,571円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、介護保険特別会計事業勘定であります。収入済額155億168万9,826円、支出済額152億6,279万4,998円、収入支出差引額は2億3,889万4,828円あります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります。収入済額3,820万7,806円、支出済額3,522万2,697円、収入支出差引額は298万5,109円あります。

なお、実質収支額についてありますが、ただいま申し上げました各会計の収入支出差引額から令和元年度に繰り越す事業の財源の額、これを差し引いた額が実質収支額となります。

一般会計において繰越事業がございますので、説明を申し上げます。

34ページをお開き願います。

一般会計の実質収支に関する調書であります。調書は千円単位となっております。

表の区分、4、翌年度へ繰り越すべき財源の欄をごらん願います。

（2）繰越明許費繰越額3,706万4,000円となっております。

したがって、実質収支額は1億1,112万6,000円となります。他の会計には繰越事業がございませんので、先ほど申し上げました各会計の収入支出差引額が実質収支額となります。

以上で、決算の概要について私からの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 平成30年度一関地区広域行政組合決算の概要につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

まず、一般会計の決算について、説明を申し上げます。

決算額につきましては、四捨五入による千円単位で説明を申し上げます。

（3）の歳入決算につきましては、1の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は18億3,494万円、前年度比で3,328万8,000円の減であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、3ページの（5）に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が17億1,382万4,000円、構成比は93.4%、平泉町が1億2,111万6,000円、構成比は6.6%であります。

2 ページにお戻り願います。

2 の使用料及び手数料は、使用料は、清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機などの敷地料、手数料は、一般廃棄物処理業等の許可申請手数料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料であり、決算額は1億9,518万3,000円、前年度比で1,411万9,000円の減であります。

飛びまして、8 の諸収入は、放射性物質に汚染された牧草及び奥州金ヶ崎行政事務組合からの家庭系一般廃棄物の焼却処理に係る受託事業収入、東京電力原子力発電所事故損害賠償金、清掃センターにおけるアルミ、スチール、紙、ペットボトルなどの資源物等の売払金などであり、決算額は1億543万2,000円、前年度比で1,617万円の増であります。

なお、東京電力原子力発電所事故損害賠償金につきましては、主に平成25年度から平成28年度の放射性物質対策に要した経費に対する損害賠償請求額の一部が賠償金として支払われたものであります。

3 ページとなりますが、(4) の歳出決算につきましては、1 の議会費は、組合議会議員報酬のほか、議員研修や会議録作成などの議会事務に要する経費であり、決算額は144万6,000円、前年度比90万4,000円の減であります。

主要な事業につきましては、11ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

2 の総務費は、主に組合広報の発行やホームページ管理など、組合運営に要する経費のほか、財政調整基金への積み立てをしたものであり、決算額は1億7,906万8,000円、前年度比で1,895万2,000円の増であります。

主要な事業につきましては、11、12ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、財政調整基金の年度末現在高につきましては、後ほど財産に関する調書の説明において説明いたします。

3 の衛生費は、火葬、ごみ処理、し尿処理に要する経費で、決算額は21億4,268万3,000円、前年度比で1億4,786万6,000円の増であります。

4 の公債費は、決算額は6,329万6,000円、前年度比で2,732万6,000円の減であります。

4 ページをお開き願います。

(6) のア、目的別地方債残高は、平成30年度末残高が2億2,388万円であります。

14ページをお開き願います。

主要な事業について説明を申し上げます。

生活環境対策費につきましては、主に清掃センター施設周辺住民との公害防止協定などに基づく業務に要したものであります。

黒丸の上から2つ目の公害防止等に関する会議等の開催につきましては、定期的に稼働状況や環境測定結果などの報告等を行ったものであります。

次の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断につきましては、舞川清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様の健康診断などを実施したものであります。

1 つ飛びまして、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費及び15ページの繰越明許費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に向けて候補地選定委員会を開催したものであります。

火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の運営費及び施設設備の維持補修費であり、釣山斎苑及び千厩斎苑の火葬炉補修などを実施したものであります。

利用実績につきましては、20、21ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

1つ飛びまして、一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、定期補修のほか、天井クレーン整備などを実施したものであります。

また、新たに焼却灰資源化事業を実施したものであります。

16ページをお開き願います。

リサイクルプラザ管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、プラント設備整備、破砕機整備などを実施したものであります。

1つ飛びまして、ごみ収集運搬事業費につきましては、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを委託により収集したものであります。

廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、廃棄物処理施設から発生した廃棄物の放射性物質濃度測定を専門業者に委託して実施したものであります。

17ページとなりますが、ごみ焼却施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、定期補修のほか、飛灰無害化装置ほか整備、ごみクレーン点検整備などを実施したものであります。

リサイクル施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、粗破砕機整備などを実施したものであります。

1つ飛びまして、舞川清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

18ページをお開き願います。

指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受けて保管管理している8,000ベクレルを超える飛灰について、空間線量率測定を専門業者に委託して実施したほか、未指定廃棄物の移設を実施したものであります。

花泉清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

東山清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

ごみ処理施設及び最終処分場の施設の概要につきましては、22、23ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

一関清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、し尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、前処理機整備、脱水機整備などを実施したものであります。

19ページとなりますが、川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、し尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、高負荷脱窒素処理設備整備などを実施したものであります。
24ページをお開き願います。

(2) のアのごみ搬入量実績につきましては、組合収集分と持ち込み分の合計が3万6,789.36トン、前年度比で728.32トンの減であります。

25ページから29ページは、種類別の搬入量実績であります。

30ページをお開き願います。

カの資源物の搬出状況につきましては、合計が3,638.00トン、前年度比で40.3トンの減であります。

31ページとなりますが、キの最終処分場埋立量につきましては、合計が4,216.36トン、前年度比で972.45トンの減であります。

34ページをお開き願います。

(2) の処理状況につきましては、合計が7万7,634.64キロリットル、前年度比で1,399.10キロリットルの減となっております。

なお、環境測定値につきましては、32、33、35ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が一般会計の決算であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定の決算について説明を申し上げます。

戻りまして、5ページをお開き願います。

(2) の歳入決算であります。1の保険料は、決算額は30億3,263万1,000円、前年度で4億1,055万7,000円の増であります。

2の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は22億1,863万6,000円、前年度比で8,166万8,000円の増であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、6ページの(4)に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が20億9,210万9,000円、構成比は94.3%、平泉町が1億2,652万7,000円、構成比は5.7%であります。

5ページにお戻り願います。

(3) の歳出決算であります。1の総務費は、介護保険運営協議会の開催など、保険事業の総務的な業務や保険料の賦課徴収、要介護認定に係る調査及び審査に要する経費であり、決算額は2億6,397万9,000円、前年度比で1,241万8,000円の減であります。

主要な事業につきましては39ページに、認定者数につきましては45ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

2の保険給付費でございます。決算額は139億3,873万4,000円、前年度比で1億9,429万4,000円の増であります。

なお、介護サービス費等の給付実績につきましては40、41ページに、利用実績につきましては46、47ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

3の地域支援事業費は、介護予防事業及び包括的支援等事業に要する経費であり、決算額は7億4,443万3,000円、前年度比で2億3,673万2,000円の増であります。

4の基金積立金は、保険料及び基金利子を介護給付費準備基金に積み立てたものであり、決算額は2億759万3,000円、前年度比で7,425万9,000円の減であります。

6の諸支出金は、過年度保険料還付金を前年度の介護給付費等の精算に伴う国、県、構成市町

への還付金であり、決算額は1億805万6,000円、前年度比で497万9,000円の増であります。

41ページをお開き願います。

主要な事業について説明を申し上げます。

一般介護予防等事業費につきましては、手足の機能向上、口腔の機能向上、介護人材の育成などの事業について、構成市町に委託し実施したものであります。

42ページをお開き願います。

包括的支援事業費につきましては、黒丸の上から3つ目となりますが、地域包括支援センター業務について、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業の5事業所に委託して運営しているところであり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護などを実施したものであります。

次の包括的支援事業業務につきましては、介護等に関する総合相談業務などを19事業所に委託して実施したものであります。

43ページとなりますが、任意事業につきましては、黒丸の上から2つ目となりますが、構成市町への委託により、認知症サポーター養成講座、配食・給食サービス、家族介護支援事業などを実施したものであります。

44ページをお開き願います。

1の介護保険料の賦課及び収納状況につきましては、特別徴収は、(1)の調定額28億3,310万800円に対し(5)の収納率は100%であります。

普通徴収は、(1)の調定額2億688万800円に対し(2)の収入済額は1億8,599万2,600円で、(5)の収納率は89.63%であります。

滞納繰越分は、(1)の調定額5,729万4,370円に対し(2)の収入済額は547万9,100円で、(5)の収納率は9.52%、(3)の不納欠損額は2,144万8,700円であります。

不納欠損の事由につきましては、(4)のとおりで、生活困窮が83.8%、所在不明が3.1%、死亡による相続放棄などが11.3%、転出1.8%であります。

48ページをお開き願います。

4の介護保険事業計画と実績との比較につきましては、総合計で申し上げますが、計画値143億6,480万1,000円に対しまして給付実績は139億3,873万4,000円であり、実績割合は97.0%であります。

以上が介護保険特別会計事業勘定の決算であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定の決算について説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターが所掌する要支援1、2の利用者の介護予防支援計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成管理をするものであります。

(2)の歳入決算であります。1のサービス収入は、介護予防ケアプラン作成料であり、決算額は3,405万2,000円、前年度比で270万1,000円の減であります。

(3)の歳出決算であります。1のサービス事業費は、介護予防サービス計画の策定に係る事務費及び居宅介護支援事業所への介護予防ケアプランの作成委託費であり、決算額は3,108万1,000円、前年度比で154万5,000円の減であります。

事業実績につきましては、53ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が介護保険特別会計サービス勘定の決算であります。

次に、財産に関する調書について、説明を申し上げます。

決算書の72、73ページをお開き願います。

1の公有財産の土地及び建物の増減につきましては、川崎清掃センターの土地及び建物の一部を用途廃止し、普通財産としたものであります。

74ページをお開き願います。

3の基金につきましては、財政調整基金の年度末現在高が1億7,866万6,000円、介護給付費準備基金の年度末現在高が6億2,753万3,916円であります。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、御留意願います。

藤野秋男君の質疑を許します。

藤野秋男君の質疑は、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 最初に、一般会計についてお伺いをします。

成果に関する説明書の18ページに、3款3項3目、指定廃棄物保管事業費がございます。この指定廃棄物は、これまで8,000ベクレルを超えるものをベントナイトシートに保管していたものをコンクリートボックスに移したという説明がございました。そこでお伺いするのですが、この8,000ベクレルを超える焼却灰の移設に当たって数量が何トンあったのか、また、8,000ベクレルを超えるということで保管してきたわけですが、現在の放射線量はどのようになっているのかということをお伺いします。

それから、なかなか国の適正な指示が出ないということで、今回は委託という形でコンクリートボックスにしたわけですが、今後の指示、あるいはいつまで管理しなければならないと想定しているのか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

いずれ、指定管理の8,000ベクレルを超えるということでは、市民に対する、特に近隣に対する情報公開というのは随時適正に行っていかなければならないと思います。地域住民との関係では、空間線量の測定委託というのは載っていますが、今回のこの移設に当たっての8,000ベクレルを超える状況の現状についても情報公開が必要ではないかと思うのですが、これまでの市民への情報公開についても、あるいは今後についてもあわせてお伺いをいたします。

それから、認定第2号の介護保険料についてお伺いをいたします。

これは44ページに不納欠損が載っています。議案書では49ページ、1款1項1目、不納欠損額、収入未済が記載されているわけですが、この44ページを見ますと、不納欠損の理由が生活困窮ということで1,338件あったと、全体の83.8%、事務局長からも説明がございました。非常に今、負担が重いという状況になっていると思うのですが、心配されるのは、このことによって利用制限とか、あるいは必要なサービスが受けられないケアプランになってはまずいと思うのですが、そういう方々の利用実態はどうなっているのか、不納欠損、あるいは滞納者の利用実態はどうなっているのかも伺います。

滞納によって利用が制限されるということがあってはならないと思いますが、この滞納者も恐らく生活困窮というのが主な理由だろうと予測されます。

そこで、こういう方々の軽減策というのがとられているのか、この機会に御紹介をお願いいたします。

それから、認定第2号、同じく49ページには、3款1項1目で督促手数料が発生しています。この督促手数料、金額は16万9,800円と載っているわけですが、督促した件数が何件なのか記載がございませんので、督促した件数が何件なのか。その中で、複数回、たびたび滞納に至っているという件数は何件含まれているのか。本来なら督促手数料が発生するというような状況というのは、先の生活困窮者という理由が主であれば、まさに督促手数料が発生する状況にあれば、面談をして対応する、保険料の納付に何らかの手立てが必要と思いますが、どのような対応をしているのか、この機会に御紹介をお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、指定廃棄物の一時保管についてでありますけれども、平成30年度末の保管料は、一関清掃センターで85.50トン、舞川清掃センターで227.91トンの合わせて313.41トンであり、主に一関清掃センターの焼却施設から発生した飛灰、つまり焼却灰であります。

指定廃棄物の年度ごとの発生量と保管累計であります。

平成23年度の発生量は114.30トン、平成24年度は66.75トン、平成25年度は12.00トン、平成26年度は6.75トンで、平成27年度以降は指定廃棄物、すなわち8,000ベクレルを超える焼却灰の発生はありません。

なお、このほか、8,000ベクレルを超える焼却灰が平成23年度に29.3トン発生しており、これについては、平成23年6月28日付で国から通知のありました、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについてに基づき、ベントナイトシートで覆って舞川清掃センター内に安全に一時保管していたところではありますが、通常の焼却処理により発生した焼却灰の埋め立て処分に支障を来すようになったことから、平成30年度に国の委託を受けて舞川清掃センター内で移設し、指定廃棄物の指定を受けたところでもあります。

その際、焼却灰と覆土の分離が困難であったため、覆土と一緒にコンクリートボックスに封入し、また、ベントナイトシートについてもコンクリートボックスに封入したことから、29.3トンの焼却灰のほか、覆土やベントナイトシートを合わせた合計で113.61トンとなり、この数量で指定廃棄物にカウントされることになったところでもあります。

したがいまして、平成30年度分の発生量としては113.61トンとなり、保管累計は313.41トンとなったところでもあります。

指定廃棄物が発生した平成23年度から平成26年度までの年度ごとの放射性物質濃度については、最も高い値で申し上げますと、平成23年度は1キログラム当たり3万ベクレル、平成24年度は2万8,000ベクレル、平成25年度は8,500ベクレル、平成26年度は8,200ベクレルであります。

なお、平成30年度に指定を受けた廃棄物の放射性物質濃度につきましては、焼却灰に覆土が加わり全体量がふえたことから濃度は下がり、3,070ベクレルとなったところでもあります。

また、平成23年度から平成26年度までの指定廃棄物の現在の放射性物質濃度につきましては、指定廃棄物をコンクリートボックスなどに封入して一時保管しておりますので、測定していないところでもあります。

次に、舞川清掃センターの空間放射線量については、測定している7カ所の測定場所のうち、その年の最も高い値で申し上げますと、平成23年度が1時間当たり0.50マイクロシーベルト、平

成24年度が0.4、平成25年度は0.17、平成26年度は0.15、平成27年度は0.12、平成28年度は0.12、平成29年度は0.10、平成30年度は0.09マイクロシーベルトとなったところであります。

それから、指定廃棄物の一時保管の方法についてであります。

国が定めた事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、いわゆる廃棄物関係ガイドラインにより管理することとされていることから、指定廃棄物の飛散、流出防止や放射線障害防止などの措置を行い管理しているところであります。

なお、ガイドラインでは、一時保管の敷地境界において週1回の割合で空間放射線量を測定し、その結果を記録、保管することとされております。

一時保管の期間については、指定廃棄物は国が処理することとされており、国の処理方針が示されていない現時点では一時保管の期限は示されていないところであります。

当組合としては、早期に処理方針を示していただくよう、国に対して機会を捉えて要望しているところであり、国からは平成30年12月に、現時点でどのように処理するかを説明できる段階にはないが、しかるべき時期に説明しなければならないことは認識しているとの回答があったところであります。

空間放射線量の測定結果であります。測定結果を更新し、当組合のホームページで毎月1回公表をしているところであります。

このほか、舞川清掃センター、舞川市民センター、狐禅寺市民センターの掲示板に測定結果を掲示し、地区の皆様にお知らせをしているところであります。

なお、舞川清掃センター周辺の住民の皆様には、3カ月に一回、舞川清掃センターだよりの回覧により、空間放射線量のほか埋め立て地の地下水と放流水の放射性物質濃度の測定結果をお知らせしているところであります。

保険料を滞納した場合の介護サービスの利用についてであります。

介護保険制度は、国、県、構成市町からの負担金や介護保険料で成り立つ制度でありますので、特別な事情がなく保険料を納めない状況が続いている方には、やむを得ず介護サービスの給付を制限する措置をとることになります。

具体的には、1年以上滞納した場合は、利用したサービス費用の全額を一旦自己負担していただき、当組合へ介護保険サービスの支給申請をしていただいてから保険給付費が支払われることとなります。2年以上滞納した場合は、1年以上滞納した場合の給付制限に加え、滞納期間に応じて利用したサービス費用の自己負担割合を3割、または4割に引き上げるほか、自己負担額が一定の上限を超えたときに払い戻しを受けることができる高額介護サービス費などの一部給付が受けられなくなります。

そのため、翌年度に65歳を迎える方を対象とした介護保険制度説明会を開催し、各種パンフレットなどをお配りして、給付制限についての説明を行っているほか、新規の介護認定や区分変更などの決定を行ったときは、滞納者の方に対して一括納付や事情に応じた分納を促しているところであります。

なお、平成30年度の給付制限の対象者は24人であり、このうち実際に介護サービスを利用し給付制限を受けた方は9人です。

保険料の負担軽減措置につきましては、災害など特別な事情で保険料を納めることが難しくなった方には減免制度がありますし、一度に納付が困難な方には分納制度があり、これらの制度により負担の軽減を図ることとしております。

低所得者の保険料は第1段階の方については平成27年度から軽減しているところであります。平成30年度の負担軽減の実績であります。分納成約者は111人、保険料第1段階の該当者は6,493人となっており、減免に該当する方はおりませんでした。なお、低所得者の保険料は本年度は第3段階の方まで軽減の対象を拡大し、市町村民税非課税世帯全体を軽減対象としたところであり、本年度の該当者は第1段階で6,227人、第2段階で3,852人、第3段階で3,403人、合わせて1万3,482人となっております。

督促手数料についてであります。平成30年度の督促状の送付件数は延べ2,942件で、督促状の発送回数については、納付期限までに納付がなかった場合には、納期限の翌日から20日以内に督促状を送付することとしており、督促状の送付は1納期につき1回となっております。

督促状を送付しても納付がなかった場合は、収納対策強化月間としております5月と12月に催告書を送付するとともに、構成市町と連携して電話催告や訪問催告を実施しているところであります。

未納者に対しては、納付が困難であるとの申し出があった方については、介護保険課及び構成市町の窓口において相談を受け、実情に応じて分納計画を立てて納付をいただく方法をとっているほか、世帯の状況に応じては生活保護制度やほかの福祉サービスを紹介するなどにより対応しているところであります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

最初の質問ですが、この8,000ベクレルを超えるものについては一時保管をしながら市民には空間線量を知らせていくと、そうするとコンクリートボックスになるわけですから、今後は放射線量がどれほど下がってきたかというものの調査、そしてその表示はできないものになるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 熊谷事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 指定廃棄物の一時保管については、コンクリートボックスに封じ込めて一時保管をしているわけですので、空間線量については一時保管をしている施設の周辺を測定をしているわけですので、そのコンクリートボックスそのものの空間線量の測定というのはしていないところでございます。あくまで境界値の空間線量を測っているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 測定していないのか、それは測定できない構造にあるのか、そこについてお願いします。というのは、やはり我々もそうですが、現在保管しているものがどれぐらいの線量が軽減というか、下がってきているのかというのは非常に関心があるところなわけですから、その辺の構造がどうなっているのかもお願いします。

議長（小野寺道雄君） 熊谷事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 空間線量につきましては測定することは可能でございます。ただ、コンクリートボックスに詰めたものからどれぐらいの距離を置いてということで一応定めているということになるかと思いますが、測定すること自体は可能でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 空間線量を伺っているのではなくて、空間線量は今発表しているわけですよね、公開していると。私はその指定廃棄物になった焼却灰の測定が可能なかどうかということ

を伺っているわけです。

議長（小野寺道雄君） 熊谷事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 焼却灰の放射性物質濃度の測定ということで大変失礼いたしました。

構造につきましては、重いふたが乗っておりますので、要するに測定するためにはそこから焼却灰を取り出さなければならないということがございますので、測定をするに当たっては、100キログラムぐらいあるコンクリートのふたをとるということの作業が出てきますので、容易にはその焼却灰を取り出すということは難しいところでございますし、コンクリートボックス保管以外にコンクリート固化で保管をしているものもございますので、それについてはコンクリートで固めてありますので、濃度を測定するということは難しいといえますか、できないということになります。

以上でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 現在でも3,000ベクレルを超えているという状況でありますから、当初の3万ベクレルからすればかなり軽減はされているわけですが、重いふただということのみならず、そういう判断だけではなくて、できれば1年に1回、あるいは数年に一回はきちんと検査して、データとしてとっていくということは必要なのかと。求められたときは公開できるような体制をしっかりとっていくと。そうでないと、ややもすると意識が薄れていく可能性がある。やはり大変な思いをしたということを今後に伝えていく意味でも必要ではないかと思っておりますので、ぜひそこは検討していただきたいと思っております。

次に、介護保険の利用制限を実際に受けている方がいる、あるいは1年未納な場合は一旦全額支払わなければいけないということは、必要な介護が制限されると、保険制度ですからやむを得ないといえやむを得ないのですが、ただ、先ほど局長の話では、それが生活困窮の中でも生活保護に該当すれば生活保護で対応していくというお話もありましたが、それは私は最も大切な対応だと思うのですが、具体的に生活困窮者の中で、この方の収入は非常に生活を苦しめているということで各関係する市町で生保に移ったという件数は何件ぐらいあるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） 実際に生活保護のほうの制度を利用することになった方の件数につきましては、今時点のものは持ち合わせておりません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、そういう生活困窮者に思いを寄せて、今後も生活優先という形で速やかに対応していったらいいと思います。

それから、生活困窮が理由で不納欠損しているわけですが、この不納欠損をした方々の所得に対する負担というのはどれぐらいのパーセントになって、これはもう徴収が難しいという判断をしたのか、その辺も御紹介していただければお願いします。

議長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） 何%を占めているという数字で判断はしておりません。

総合的に見て過年度分の未払いだったり、あとはそのほかの介護保険料以外のものの滞納であったり、そういう状況をかんがみまして、対象者を決定しております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） この事由ということで生活困窮83.8%、この生活困窮という定義はどういうもとに生活困窮に区分したのか、一般的に所得が低いというのが生活困窮だと思うのですが、その所得では生活ができないと判断するその数字というのは、個々には違うかもしれませんが、一般的にどういう判断でここに分類しているのか。その下の所在不明とか死亡とかというのは明らかですが、生活困窮の定義というか、その部分に分類したという判断というのは何を基準にしているのかお知らせ願いたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） その判断は、普段の相談の状況の中で、例えば、納められないのですと相談があったときから私どもは相談対応を始めておりますけれども、その御相談の中でその滞納者の方のいろいろな生活の状況とかをお伺いしておりますので、その中で生活困窮の方だなというように判断しております。

議長（小野寺道雄君） 6 番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） ありがとうございます。

訪問して、この人は明らかに納められないという方々が、分納すれば生活できるのでしょうか。あるいは、督促手数料を課せば払ってくれるのか。私はもしそういう方々、明らかに大変だとわかって制度だからやむを得ないという形で処理するとすれば、そういったことが今後、本人の生活をますます苦しめていく、利用を制限する、健康で文化的な生活をしていってほしいという本来の憲法の精神から外れるのではないかと思いますのですが、制度上やむを得ないということで処理する前に、そういう方には督促手数料ではなくて、いち早く訪問して発生しないような対応というのはとれないのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） 督促の手数料は、納期限を過ぎて20日で督促させていただいたときに督促手数料がかかってきます。ですので、納期限から20日の中で、議員の今のお話だと、一回訪問してお話をして、いろいろな状況を確認してくるべきではないかという御意見と取りましたけれども、そこにつきましてはできていない状況になります。

議長（小野寺道雄君） 6 番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 少額だと思うかもしれませんが、年金が介護保険料になったり利用料になったりという方にとっては非常にこの督促手数料も重い負担になっている、結果的には徴収する側も大変な苦勞が発生するのではないかと、それが平成30年度では416人、1,338件の不納欠損を生んでいると思うのです。決して不納欠損になることが望ましいわけでも滞納することが望ましいわけでもありませんので、ぜひ利用ができるようにする手立てを講じていくということが大切ではないかと思います。そういう面では、いち早くそういう方々を見抜いて、あるいは毎回遅れているという人を早く見抜いて、他の方法で対応するということや、先ほどは災害時の軽減時はあるがそれ以外はとっていないということですが、所得に応じて保険料を徴収しているからとっていないということですが、滞納する人についてはぜひ中間でも軽減策を講じられるような、その収入に見合った軽減策を講じられるような対策もぜひ検討していただきたいと思います。

終わります。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

次に、岡田もとみ君の質疑を許します。

岡田もとみ君の質疑は、一問一答方式です。

3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 3 件について質問いたします。

1 件目は、主要な施策の成果に関する説明書の15ページの3 款 3 項 1 目、ごみ焼却施設管理費の新規事業の焼却灰資源化事業についてですが、この事業について実績をお知らせいただきたいと思います。どれだけ資源化できたのか、数量とかセメント燃料化されたのが何%だったのかということでお知らせいただければと思います。

また、事業費が2,775万9,340円ということでしたが、この内訳について報告がないのでお知らせいただきます。運搬経費とか処理委託費があると思いますので、その事業費の内訳をお願いいたします。

それから、39ページの1 款 1 項 1 目、一般事務費の介護保険事務支援システムの現状についてお伺いします。かなり前年と比べて増額になっています。倍の金額の支出となっているわけですが、この要因をお伺いしたいとお見ます。

また、国県支出金が大きく増額になっているのですが、これは国が予算化している I C T システムという被保険者の分析を病院とか介護施設とかで連携できるようなシステムが導入されるというような形が国で予算化されていますが、こうした部分で初期導入経費も含まれているのかお伺いしたいと思います。

3 点目は、41ページの3 款 1 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業費についてです。総額で前年度と比べて倍以上になっていますし、各サービスの支出額が前年と比べて大きく増減に違いがありましたので、その要因をお伺いしたいと思います。

訪問型と通所型サービス B のサービスについては倍以上の支出になっていますし、高額介護予防サービス等については前年は2,538万円余の支出に対して平成30年度決算では42万7,717円、介護予防ケアマネジメント費については、前年度は1,009万4,052円でしたが、平成30年度決算は5,184万6,900円です。審査支払手数料についても前年度は14万3,334円でしたが、平成30年度決算217万4,850円、この支出の大きな違いについてお伺いしたいと思います。

以上です。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 焼却灰資源化事業の実績についてであります。一関清掃センターの平成30年度における焼却灰の排出量は全体で3,101.59トンであります。そのうち、セメント原料化された灰の量は877.84トン、舞川清掃センターに最終処分した量は2,223.75トンとなっております。

焼却灰のセメント原料化の焼却灰資源化事業費2,775万9,340円の内訳でございます。

焼却灰を一関清掃センターから市外にあるセメント工場まで運び込むための運搬業務委託費が595万3,799円、セメント工場において搬入された焼却灰から異物や塩分を除去し、セメント原料として処理してもらうための処理業務委託費が2,180万5,541円となっております。

介護保険事務事務支援システムの保守管理費についてであります。平成29年度決算と平成30年度決算の1 款 1 項 1 目総務管理費、13節委託料のうち、情報処理システム関連業務委託料は、平成29年度2,123万4,960円が平成30年度は3,178万2,780円と1,054万7,820円の増となっております。このうち、介護保険事務支援システムの改修に係るものが、平成29年度は1,080万円、平成30年度は1,156万5,180円で76万5,180円の増、介護認定調査審査会システム及び介護認定訪問調査管理システムの改修に係るものが、平成29年度は改修の必要がなくゼロ円であったものが、平成30年度は1,036万8,000円と純増となっております。この要因は、介護保険法の改正に伴う高

額介護サービス費等や利用者負担割合の見直しの対応と新元号への対応などが主な要因となっております。

なお、国が推進いたしますデジタル化や情報通信技術を活用して業務連携を行う、いわゆる ICT化に関連したシステム改修は平成30年度はありませんでした。

それから、介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。このサービスの対象者は、要介護認定において要支援と認定された方と基本チェックリストにおいて事業対象者と判定された方です。決算額は、平成30年度は4億3,617万6,613円、平成29年度は2億302万7,797円であり、114.8%の増であります。

サービスごとの内訳は、訪問型サービス事業費は、平成30年度が延べ5,592件で1億87万8,990円、平成29年度が延べ2,819件で5,277万3,329円、通所型サービス事業費は、平成30年度が延べ1万1,660件で2億8,084万8,156円、平成29年度が延べ5,161件で1億2,363万3,482円、高額介護予防サービス費等は、平成30年度が延べ202件で42万7,717円、平成29年度が延べ87件で14万3,334円、介護予防ケアマネジメント費は、平成30年度が延べ1万1,748件で5,184万6,900円、平成29年度が延べ5,697件で2,538万3,600円、審査支払手数料は、平成30年度が延べ2万8,998件で217万4,850円、平成29年度が延べ1万3,677件で109万4,052円であり、件数、決算額とも前年度に比べて増加したところであります。

この要因でありますけれども、平成27年度の介護保険法改正によりまして、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が始まり、構成市町においても平成29年度から新しい総合事業に移行し、従来、介護予防サービスの区分で実施していた介護予防訪問介護や介護予防通所介護のサービスが、平成30年度から新しい総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスに完全移行し、区分が変更となったことによるものであります。

なお、この介護予防・生活支援サービス事業費は、本年度以降は平成30年度と同程度で推移するものと推測しております。

以上です。

議 長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

新規事業の焼却灰資源化事業についてですけれども、最終処分場への埋立量を減らすためということで事業化されたわけですが、全体の焼却灰が3,109トン、そのうちセメント原料化されたものが877トンと、ちょっとすぐ計算はできませんが、かなり利用量が低いですが、この事業に対して費用対効果をどのように捉えているか、この877トンを資源化した状況に対して2,700万円ほどの支出というこの負担ですね、費用対効果と考えれば重いのではないかと考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 焼却灰のセメント原料化につきましては、最終処分場の期間の延命化ということで始めさせていただいたものであります。確かに金額的には安いものではないことは承知しておりますけれども、延命化という取り組みの中ではやむを得ない支出であるのかというようには思っております。

議 長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 昨年度などの協議の状況からいえば、こうした取り組みなども先進的な取り組みなのかと考えていたわけですが、本日の一般質問等を考えれば、やはり埋立量を減

らす取り組みというのは、排出抑制と燃やさないごみの処理のために大きな力量を割いていく必要があると思います。

このセメントですね、資源化するエコセメント製造、この過程では、調べましたら1,350度以上の高熱で材料を過熱して変化させるためにCO²の排出量が多くなって、かなり環境に悪影響を及ぼすやり方だということがわかりました。この点から言っても、そして費用対効果についてもセメント化ではなくて、本日の一般質問等あったような形で最終処分場の埋立量を減らしていくということに力を注いでいただければと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 一関清掃センターから排出される焼却灰のおよそ28%をセメント原料化に回しているわけでございます。それに要する年間の費用が2,700万円ほどでありますけれども、最終処分場の延命というような一つの目的もございますが、もう一方で、資源・エネルギー循環といいますか、そういったような理念もございますが、こういったようなコストをかけてやっているわけでございます。

先ほど以来、一般質問等を通じまして減量化、あるいは資源化、あるいは再生処理というようなことの命題についてもお話をいただいておりますが、いずれそういったものにつきましましては、ただではございませんので、一方でそういったような費用もかけながら資源化なり減量化なりを果たしていくということでございます。

議 長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） よろしく願いいたします。

介護予防・生活支援サービス事業についてですけれども、組合で行っている事業については、現行相当サービスと緩和されたサービスAが給付対象となっているということで、当組合では行っています。ほかの自治体では、これも含めて市町村へ委託してやっている自治体も出ていくというように聞いているのですけれども、この事業を組合で継続していくべきだと考えますが、今後の見通しについて、やはり新しい事業を引き続き組合で行っていくというように捉えているのかどうか伺いしたいと思います。

議 長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） この事業につきましては、構成市町において実施していただいているところでございます。今後におきましても、一緒になりまして事業の展開、さらに拡大できるように進めていきたいと思っております。

議 長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 構成市町に委託しているのは、サービスB、C、Dで、組合として給付しているのが訪問型の現行相当サービスとサービスA、通所型の現行相当サービスのサービスA、これを引き続き組合の事業として継続していただきたいというお願いであります。今後の見通しとしてもそのような事業として進めていくのか、再度確認いたします。

議 長（小野寺道雄君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） そちらにつきましても、ニーズを把握した上で進めてまいります。

議 長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認定第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、認定第1号は、認定されました。

次に、認定第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、認定第2号は、認定されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第6、議案第9号、令和元年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）及び日程第7、議案第10号、令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第9号、令和元年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費の増額及び平成30年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は1億1,095万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,846万7,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費9,163万9,000円、衛生費1,931万4,000円を増額いたしました。また、歳入につきましては、繰越金1億1,112万5,000円を増額し、財産収入17万2,000円を減額いたしました。

3ページとなりますが、第2表、繰越明許費につきましては、一般廃棄物処理施設等整備調査事業について、繰越明許しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第10号、令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、平成30年度保険給付費等の精算に伴う国県支出金等の返還金及び平成30年度決算剰余金の計上など、サービス勘定においては、平成30年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は2億4,810万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億3,691万4,000円といたしました。また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は298万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,789万9,000円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、議案第9号、令和元年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず歳出について説明をいたします。

予算書の11ページをお開き願います。

2款1項1目、総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、平成30年度決算剰余金を積み立てるものであります。これにより、財政調整基金の令和元年度末残高は、前年度末に比べて689万円増の1億8,555万円ほどとなる見込みであります。

3款1項1目、衛生総務費の一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備に当たり、施設整備基本計画を策定するものであります。

なお、施設整備基本計画の策定は、およそ15カ月の期間を要するものと見込まれることから、繰越明許を設定しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、10ページとなりますが、4款1項、財産収入及び7款1項、繰越金につきましては、説明しました歳出に係るものであります。

次に、議案第10号、令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明をいたします。

予算書の16ページをお開き願います。

3款1項1目、介護予防・生活支援サービス等事業費の財源振替につきましては、平成30年度介護予防事業費の精算により生じた社会保険診療報酬支払基金の返還金相当額を令和元年度事業費に充当するものであります。

4款1項1目、基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、平成30年度保険給付費等の精算により生じた保険料を積み立てるものであります。これにより介護給付費準備基金の令和元年度末残高は、前年度末に比べて1,104万円の増の6億3,857万円ほどとなる見込みであります。

17ページとなりますが、6款1項1目、諸支出金の介護給付費負担金等精算返還金、地域支援事業交付金等精算返還金、保険料軽減強化分担金精算返還金及び事務費分担金精算返還金につきましては、平成30年度保険給付費及び事務費等の精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金を返還するものであります。

過年度保険料還付金につきましては、納付済みの保険料について納付義務者の死亡により相続人から還付口座の回答が平成30年度中に届かなかったことなどにより、還付できなかった保険料分を計上するものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

戻りまして、14ページをお開き願います。

5款1項、支払基金交付金及び7款1項、財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

8款1項、介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成30年度保険給付費等の精算により生じた保険料を決算剰余金として計上することから、当初予算の歳出に計上しておりました過年度保険料還付金の財源分を減額するものであります。

15ページとなりますが、2項、サービス勘定繰入金につきましては、サービス勘定の平成30年

度決算剰余金を繰り入れるものであります。

9 款 1 項、繰越金につきましては、平成30年度決算剰余金であります。

次に、サービス勘定の歳出について御説明いたします。

20ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目、事業勘定繰出金につきましては、平成30年度決算剰余金を事業勘定に繰り出すものであります。

歳入についてであります。2 款 1 項繰越金につきましては、平成30年度決算剰余金を計上するものであります。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

議 長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

まず、議案第 9 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議 長（小野寺道雄君） 日程第 8、議案第11号、あっせんの申立てについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第11号、あっせんの申立てについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用で、東京電力に損害賠償を請求したもののうち、いまだ賠償を受けていない額について、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、損害賠償の支払いのあっせんの申し立てをしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 議案第11号、あっせんの申立てについて、補足説明を申し上げます。

議案書をごらん願います。

1の申立先は、東京都港区西新橋一丁目5番13号、原子力損害賠償紛争解決センターであります。

2の(2)の相手方は、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社、代表執行役社長、小早川智明氏であります。

3の申し立ての趣旨及び原因であります。平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に、平成27年度から平成29年度までに当組合が要した費用のうち、支払いの合意に至っていない3,528万30円を支払うよう、あつせんを求めるものであります。

当組合は、これまで東京電力を相手として二度にわたりあつせんの申し立てを行っており、平成23年度及び平成24年度分の損害については平成27年10月に、それから平成24年度の一部と平成25年度、平成26年度の損害については平成30年12月に和解に至っているところであります。

参考資料をごらん願います。

合計欄で申し上げます。

平成27年度から平成29年度までの損害賠償請求額は、合わせて5,651万1,078円であり、このうち東京電力が支払いに合意し支払いを受けた額は2,123万1,048円であります。差し引き3,528万30円があつせん申し立ての額となります。

請求項目につきましては、表に記載の3項目となります。

1、検査・測定費用は、各清掃センターにおける空間放射線量や飛灰、原水などの放射性物質濃度測定に要した費用であります。2、人件費は、放射線影響対策事業などに従事した職員延べ24人分の人件費であります。3、その他、放射線影響対策に要した費用は、放射能汚染廃棄物、焼却飛灰であります。保管に要した原材料費及び工事費などあります。

なお、現在も東京電力とは損害賠償の交渉を継続しているところであり、今後、賠償金の支払いに合意した部分があれば、その合意額を除いた額で申し立てをするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長(小野寺道雄君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野寺道雄君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野寺道雄君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第11号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(小野寺道雄君) 起立満場。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長(小野寺道雄君) 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長(小野寺道雄君) 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第40回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成30年度決算並びに令和元年度補正予算等の議案につきまして、慎重なる御審議を賜りましたことに対しまして、まずは御礼を申し上げます。

本日、ここにその取り組みの成果である決算につきまして、議会の承認をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

また、提案いたしました補正予算、さらには東京電力株式会社原発事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用、これに対する損害賠償の支払いのあっせん申し立てに関しても、原案のとおり認めていただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事務に対する貴重な御意見、御提言につきましては、これをしっかりと受けとめさせていただいて、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます、第40回定例会閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 第40回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、平成30年度一般会計及び介護保険特別会計決算など、当局提案5件の議案について、終始慎重な審議をいただき、全ての議案の議決が決定しました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて直面する課題についての当局の考えをただし、議論を深めていただいたところでありますが、各議員から開陳された提言等については、今後の広域行政組合運営において重きを置かれ、速やかに取り組まれますよう望むものであります。

広域行政組合の業務は、住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様の御理解、御協力が不可欠であり、そのためには、当局とともに我々議員もしっかりと説明責任を果たしていくことが肝要であります。

廃棄物処理施設などの衛生事業及び介護保険事業にありましては、早急に検討すべき課題が山積しておりますことから、市民、町民の福祉増進のため、組合当局のさらなる御尽力をお願いしますとともに、議会としましても、今後、一層努力してまいらねばならないものと思うところであります。

結びに、今議会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、挨拶といたします。

議長（小野寺道雄君） 以上をもって、第40回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後5時27分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 小野寺 道 雄

一関地区広域行政組合議会議員 藤 野 秋 男

一関地区広域行政組合議会議員 那 須 茂一郎